

平成18年10月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成15年(ワ)第28800号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年7月18日

判 決

東京都 [redacted]

原	告	●	●	●	●
同訴訟代理人弁護士		渡	辺		博
同		井	上		曉
同		鈴	木	仁	史
同		藤	井	陽	子
同		李		春	熙

東京都渋谷区松濤1丁目1番2号

被	告	世界基督教統一神霊協会
同代表者代表役員		小山田 秀 生

東京都 [redacted]

被	告	●	●	●	●	A
上記兩名訴訟代理人弁護士		鐘	築			優

埼玉県

[redacted]

被	告	●	●	●	●	B
---	---	---	---	---	---	---

神奈川県

[redacted] [redacted]

被	告	●	●	●	●	C
---	---	---	---	---	---	---

東京都 [redacted]

被	告	●	●	●	●	D
上記3名訴訟代理人弁護士		福	本	修	也	

主 文

- 1 被告世界基督教神霊統一協会は、原告に対し、2億8945万3000円(た

- だし2億0846万円の限度で被告^Aと、2億0546万円の限度で被告^Dと、1億6560万円の限度で被告^Cと、670万円の限度で被告^Bとそれぞれ連帯して)及び別紙「遅延損害金起算日一覧表2」の「1 被告世界基督教神霊統一協会」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告^Aは、原告に対し、被告世界基督教神霊統一協会と連帯して2億0846万円(ただし2億0546万円の限度で被告^Dと、1億6560万円の限度で被告^Cと、670万円の限度で被告^Bとそれぞれ連帯して)及び別紙「遅延損害金起算日一覧表2」の「2 被告^A」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告^Dは、原告に対し、被告世界基督教神霊統一協会及び被告^Aと連帯して、2億0546万円(ただし1億6560万円の限度で被告^Cと、670万円の限度で被告^Bとそれぞれ連帯して)及び別紙「遅延損害金起算日一覧表2」の「3 被告^D」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告^Cは、原告に対し、被告世界基督教神霊統一協会、被告^A及び被告^Dと連帯して、1億6560万円(ただし670万円の限度で被告^Bと連帯して)及び別紙「遅延損害金起算日一覧表2」の「4 被告^C」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告^Bは、原告に対し、被告世界基督教神霊統一協会、被告^A被告^D及び被告^Cと連帯して、670万円及び別紙「遅延損害

金起算日一覧表2」の「5 被告^B」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

7 訴訟費用は、原告に生じた費用の200分の93、被告世界基督教神霊統一協会に生じた費用の2分の1、被告^Aに生じた費用の8分の3、被告^Dに生じた費用の10分の1、被告^Cに生じた費用の8分の3及び被告^Bに生じた費用の40分の39を原告の負担とし、原告に生じた費用の10分の1及び被告世界基督教神霊統一協会に生じた費用の2分の1を被告世界基督教神霊統一協会の負担とし、原告に生じた費用の8分の1及び被告^Aに生じた費用の8分の5を被告^Aの負担とし、原告に生じた費用の50分の9及び被告^Dに生じた費用の10分の9を被告^Dの負担とし、原告に生じた費用の8分の1及び被告^Cに生じた費用の8分の5を被告^Cの負担とし、原告に生じた費用の200分の1及び被告^Bに生じた費用の40分の1を被告^Bの負担とする。

8 この判決の第1項ないし第5項は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告世界基督教神霊統一協会及び被告^Bは、原告に対し、連帯して5億4682万7300円（ただし3億0819万0300円の限度で被告^Aと、2億3295万8000円の限度で被告^C及び被告^Dとそれぞれ連帯して）及び別紙「各損害金に対する遅延損害金起算日一覧1」の「1. 被告統一協会及び被告^B」の「損害額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金発生日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告^Aは、原告に対し、被告世界基督教神霊統一協会及び被告^B

■と連帯して、3億0819万0300円（ただし2億3295万8000円の限度で被告^C及び被告^Dと連帯して）及び「各損害金に対する遅延損害金起算日一覧1」の「2. 被告^A」の「損害額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金発生日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 被告^C及び被告^Dは、原告に対し、被告世界基督教神霊統一協会、被告^B及び被告^Aと連帯して、2億3295万8000円及び別紙「各損害金に対する遅延損害金起算日一覧1」の「3. 被告^C及び被告^D」の「損害額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金発生日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告世界基督教神霊統一協会（以下「被告統一協会」という。）の信者である被告^B（以下「被告^B」という。）、被告^A（以下「被告^A」という。）、被告^C（以下「被告^C」という。）及び被告^D（以下「被告^D」という。）らの行った違法な勧誘行為により、多額の献金及び商品の購入をさせられたとして、被告統一協会に対しては民法709条又は同法715条に基づき、被告^B、被告^A、被告^C及び被告^D（以下「被告個人ら4名」という。）に対しては民法709条に基づき、献金相当額、商品購入代金相当額、慰謝料、弁護士費用及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めている事案である。

1 争いのない事実（弁論の全趣旨により容易に認定できる事実を含む。）

- (1) 原告は、昭和●年●月●日、●家の●女として生まれ、昭和●年●月に^F（以下「^F」という。）と婚姻した。

原告は、^Eとの間に、長男である^F（以下「^F」という。）、長女である^G（以下「^G」という。）、次男である^H（以下「^H」という。）をもうけたが、^Eは、平成●年●月●日、●ガンの

ため、■■■歳で死去した。

- (2) 被告統一協会は、韓国国籍の文鮮明を創始者かつ救世主（メシア）とし、日本国内においては、昭和39年に設立登記された宗教法人である。
- (3) 被告個人ら4名は、いずれも被告統一協会の信者である。

2 争点

- (1) 被告統一協会の信者ら（被告個人ら4名を含む。）による原告に対する献金及び商品購入の勧誘行為の違法性の有無
- (2) 被告統一協会の責任の有無
- (3) 損害額

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（被告統一協会の信者らによる原告に対する献金及び商品購入の勧誘行為の違法性の有無）について

（原告の主張）

ア 原告が被告統一協会にかかわった経緯

(ア) 被告^B■■■は、平成3年4月8日ころ、自らが被告統一協会の信者であることや自らの行為が被告統一協会の違法かつ組織的な資金獲得活動の一環であることを秘したまま、突然、原告宅に赴いた。

被告^B■■■は、原告に対し、「手相や姓名判断に興味はありますか。」「無料で手相を見て差し上げます。」などと述べて、原告の手相を見始め、この間、原告から家族関係について聞き出した。

原告は、被告^B■■■に問われるまま、■■■家の後継ぎとなるべき人の亡くなった年齢が約10年ごとに早まっていることなどを話した。

原告の手相を見終えた被告^B■■■は、原告に対し、原告の手相について、「そんなに悪い手相ではないけれど、少し気になるところがあります。近くに手相や姓名判断を勉強する所がありますが、今、非常によく勉強された先生が来ています。この先生に運勢を見てもらった方がよい。と

でも心配です。」などと原告の不安をあおる言葉を並べ立て、東武伊勢崎線竹ノ塚駅近くのマンションにある被告統一協会の施設である「富士の会」に来るように勧め、原告から、同月14日に「富士の会」を訪問する旨の約束を取り付けた。

- (イ) 被告^Bは、同日、「富士の会」に赴いた原告に対し、被告統一協会の信者である森山操の講演のビデオを見せた。このビデオは40分程度のもので、講演の内容は、家系のことや人はどうして生まれてきたのかを語るもの、また、霊界にはランク付けがあり、このランクは生前の行いに対応するものであり、この行いは既に霊界にいる先祖のランクにもかかわるので、ランクが低くて苦しんでいる先祖を救うためには、その子孫が天に徳を積まなければならないというものであった。

原告がビデオを見ている間、被告^Bのほか、^I先生と呼ばれる被告統一協会の霊能師役の女性信者が同席した。

^I先生は、ビデオを見終えた原告に対して感想を求め、また、原告から聞き出した情報を基に簡単な家系図を作った上、原告に対し、^I家の運勢を良くするためには家系のことを勉強して、先祖供養をしなければならないと述べて、1週間後に再び「富士の会」を訪問することを約束させた。

- (ウ) ^I先生は、同月21日ころ、「富士の会」に赴いた原告に対し、原告の姓名判断をする旨述べて、原告の家系を詳しく聞き出し、家系図を書き込んでいった。

^I先生は、原告が、^E、^Eの父及び^Eの祖父が亡くなった年齢が約10年単位で早まっていることに不安を感じていることに乗じて、原告に対し、手相からも姓名判断からも原告の家系は衰退しつつあると述べ、このまま放っておけば、原告の家系は確実に絶えてしまうこと、原告の長男であり、^F家の後継ぎとなるべき^Fにも今後どのよ

F

うな災厄が降りかかるか分からないこと、また、^Fに男の子の後継ぎが生まれたこと自体が奇跡に近いことなどを告げて脅迫し、^F家が絶家とならないようにするためには、ここで家系のことを勉強していかなければならないと述べて、竹ノ塚駅近くにある「富士の会」とは別のビデオセンターに定期的に通うように約束をさせた。

イ 献金名下の損害（600万円）

（ア）^I先生は、平成3年4月21日以降、1週間に1度くらいの割合で原告をビデオセンターに通わせ、先祖因縁等について語るビデオを見せ、同年6月初めころ、原告に対し、「財というのは一番因縁が強いんです。^F家の因縁をはらうためには、財を清める必要があります。今、預金はいくらありますか。」と質問し、突然の質問に戸惑った原告から、「1000万円くらいはあると思います。」との回答を引き出した。

被告統一協会は、その直後、原告に対し、竹ノ塚駅のすぐ近くにあるビデオセンターとは別のカルチャーセンターのような施設に通うように指示し、原告を担当する霊能師役の信者を^I先生から^J（以下「^J先生」という。）に交代させた。

（イ）被告^B及び^J先生は、原告に対し、「^F家の家系が衰えつつあるのは、^F家の持っている財産に原因がある。財産が多いということは、その下で働かされ苦勞した人がたくさんいる、恨みを持って亡くなった人がたくさんいるということである。その穴埋めをしなければ家系は衰える。これまで^F家は徳のあった先祖がいたのでここまでやって来られたが、徳の残りも少なくなった。あなたが^F家の先駆けとして、穴埋めをしていかなければ家系が絶えてしまう。」などと脅迫を続けて、原告の不安をあおり続けた。

（ロ）被告^B及び^J先生は、同年7月末ころ、正体を隠したまま被告統一協会の教義を教え込んだ原告に対し、初めて自らの団体が被告統一協

会という宗教団体であること、教祖が文鮮明であることを告げた。

㉔ ^J ■■■先生は、同年8月9日、原告に対し、「■■■家の財の因縁を清めるために、1000万円を貸してほしい。このお金を神様のために使い、清めが終わった後には必ず返します。借用証も差し入れます。」などと述べ、清めが済んだ後には必ず返済されると信じた原告から1000万円を借り受けた。

^B ■■■ ^J ■■■先生は、原告に対し、竹の塚地域の信者の責任者である■■■名義の借用証を差し入れたものの、貸付から半年以上が経過しても、600万円については返済されなかった。

㉕ ^B 被告■■■ ^J 及び■■■先生は、平成4年初めころ、原告に対し、「■■■家の財の因縁を解くためには、財を天に捧げる必要がある。貸したお金の残金600万円を天に捧げなければならない。そうでないと、■■■家の因縁を解くことはできない。■■■家の長男、その子に今後どんな災厄が降りかかるか分からない。」などと脅迫を繰り返し、畏怖した原告をして、上記㉔の貸付金の残元金600万円を献金名下に被告統一協会に交付させた。

ウ 献金名下の損害（5000万円）

^J ■■■先生と交代して原告の担当となった被告統一協会の霊能師役の女性信者である^K ■■■（以下「^K ■■■先生」という。）は、平成5年春ころ、原告の長男である^F ■■■が、原告の自宅前の土地に「■■■」という名称の■■■店を建設することとなったことを聞きつけ、面接を行うと称して原告を呼び出した。

^K ■■■先生は、原告に対し、「財の因縁が最も深いのは土地である。この土地を清め、因縁をはらわなければ、建設を予定している料理店の営業もうまういなくなる。この土地を清めるためには天に徳を積まなければならない。」などと述べた上、「どれだけのものが必要か、神様にお祈りを

してきます。」と言って、いったん席を外した後、再び原告の前に戻り、「神様は5000万円だけとされています。神様が願っていますから、成功させるために頑張ってください。」などと述べ、それまでも繰り返し聞かされてきた因縁話により、土地についている因縁をはらわなければ、どんな災厄が降りかかるか分からないと不安を抱いていた原告の不安を更にあおり、困惑させ、これに応じなければ、^Fの仕事にどんなことが起こるか分からないと考えた原告をして、遅くとも同年6月1日までに5000万円を献金名下に被告統一協会に交付させた。

エ 献金名下の損害（2800万円）

被告統一協会の霊能師役の女性信者である^L（以下「^L」という。）は、平成7年8月ころ、原告に対し、「^L家の先祖の因縁のために、^L家の家系は男性が立たない、絶家の家系である。そのため、^Lや^Lが大変苦勞をしてきた。彼女らの歩んできた苦勞を結実させていくのが^L家の中心であるあなたの役目である。財産は因縁の強いもので、^L家の中心人物であるあなたがこれを神にお返しして清め、因縁をはらわなければ、^L家はどんどん衰退していく。^L家はあなたの夫^Eが●ガンで他界したようにガンの家系であり、このままではあなたの子供たちや子孫にも大変なことが起こる。」と長時間にわたって脅迫し、原告の不安をあおり、困惑させた。

原告が、「いくら払えばいいのですか。」と尋ねると、^Lは、「お祈りしてくる。」と言って奥に行った後、再び原告の前に戻り、天の声として、原告が来年^L歳だから、2000万円に8のついた800万円を加えた2800万円を支払うように迫り、原告をして、この2800万円のうち700万円を同月9日に、2100万円を平成8年10月28日に、それぞれ献金名下に被告統一協会に交付させた。

オ 商品代金名下の損害（合計175万1000円）

被告統一協会の壮婦（結婚後に被告統一協会に勧誘された女性）の信者である^M（以下「^M」という。）は、平成8年12月14日、被告統一協会の資金集めの活動である宝石の展示会に原告を誘い、原告に対し、「天の物を買って、貢献しなければいけない。」などと述べて、宝石を購入するように迫り、原告をして、被告統一協会の会社である株式会社ケイヨーから、「清麗」ペンダント、イヤリング及びリングの3点セットを合計175万1000円で購入させた。

カ 献金名下の損害（320万円）

^Lは、平成9年3月、原告に対し、韓国の清平で開催される祈禱院聖殿起工式に参加しなければならないとして、原告をこれに参加させ、教祖である文鮮明が、参加した信者らに対し、清平に聖殿を作るための費用が必要であり、一人320万円を献金するように話す長時間にわたる講演を原告に聞かせ、帰国後の同月4日、原告をして、献金名下に320万円を被告統一協会に交付させた。

キ 献金名下の損害（70万円）

^Lは、平成9年6月、原告に対し、「この世の人間は原罪を負った罪深いものであり、死後、地獄で永遠の苦しみに耐えなければならない。しかし、唯一祝福を受けることで、原罪をぬぐい天国へ行く道が開かれる。あなたは、^L家の先駆けとして、今、祝福を決意しなければいけない。ご主人を亡くされた一人身の方でもお父様（文鮮明）のおかげで祝福が受けられる。祝福を受けるためには、70万円の祝福献金が必要である。」と欺罔、脅迫し、これにより誤信、畏怖した原告をして、同月26日、祝福献金名下に70万円を被告統一協会に交付させた。

ク 総生畜献金名下の損害（420万円）

被告統一協会の信者らは、平成10年、原告に対し、「万物（この世のすべての物）の所有権を天に返さなければいけない。そうしなければ、^L

■家の先祖は暗い地獄で苦しみ続ける。今あなたが決意しなければ、先祖を永遠に救い出すことはできない。」「母親 ■■■■■ と二人分をしなければいけない。」などと欺罔、脅迫し、これにより誤信、畏怖した原告をして、総生畜献金名下に、一人当たり210万円として、同年2月1日に160万円、同月24日に40万円、同年3月29日に200万円、同年5月12日に20万円、合計420万円を被告統一協会に交付させた。

ケ 先祖解怨献金名下の損害（349万3000円）

被告統一協会の■■■教域長らは、平成10年、原告に対し、「あなたの先祖が生前に悪行をはたらいたため、あなたの先祖は地獄で苦しんでいる。先祖の因縁をはらい、先祖たちを救い上げるのがあなたの使命である。」「■■■家、■■■家（■■■の父の実家）、■■■家、■■■家（原告の母の実家）のそれぞれの先祖の因縁を解怨するために、1家系当たり70万円が必要である。」と長時間にわたって欺罔、脅迫を繰り返し、これにより誤信、畏怖した原告をして、4家分の先祖解怨献金名下に、同年7月31日に140万円、同年11月25日に140万円、合計280万円をそれぞれ被告統一協会に交付させた。

その後、■■■教域長らは、原告に対し、1家当たり7代の解怨をするために2万1000円（1代当たり3000円）が必要であると申し向け、原告をして、■■■家につき70代、■■■家、■■■家及び■■■家につき各63代の先祖解怨献金名下に、平成14年3月13日、69万3000円を被告統一協会に交付させた。

コ 霊肉祝福献金名下の損害（140万円）

被告統一協会の信者らは、平成11年2月、原告に対し、「夫婦は二人合わせて初めて健全な家庭といえる。亡くなったご主人のためにも、ご主人（「霊」）と生きているあなた（「肉」）の二人が祝福を受ける必要がある。祝福を受け協助すれば、霊肉祝福のおかげで、ご主人と一つになるこ

とができ、長男、お孫さんたちも復帰することができるが、そうしなければ、亡くなったご主人を近くに感じることはずっとできない。そうすると、長男、孫に今後どんな災厄が降りかかるか分からない。霊肉祝福を受けるためには、一人70万円、二人分140万円の献金をしなければいけない。」などと長時間にわたり欺罔、脅迫し、これにより誤信、畏怖した原告をして、同月23日、霊肉祝福献金名下に、70万円の二人分合計140万円を被告統一協会に交付させた。

サ 献金名下の損害（平成11年の分）

被告統一協会の信者らは、先祖因縁等を用いた欺罔、脅迫により、誤信、畏怖していた原告をして、平成11年2月26日に100万円、同年3月30日に1200万円、同年4月5日280万円、同月15日に300万円、同月28日に100万円、同年6月7日に200万円、同月25日に600万円、同年7月30日に180万円をそれぞれ被告統一協会に交付させた。

シ 献金名下の損害（平成12年の分）

被告統一協会の信者らは、先祖因縁等を用いた欺罔、脅迫により、誤信、畏怖していた原告をして、平成12年2月4日に500万円、同年4月3日に300万円、同年7月21日に140万円、同年9月21日に2000万円、同年11月21日に640万円、同年12月13日に300万円をそれぞれ被告統一協会に交付させた。

ス 献金名下の損害（平成13年の分）

被告統一協会の信者らは、先祖因縁等を用いた欺罔、脅迫により、誤信、畏怖していた原告をして、平成13年1月14日に13万円、同月21日に50万円、同月25日に350万円、同年2月7日に200万円、同月21日に2000万円、同年6月26日に170万円、同年8月9日に300万円、同年12月20日に1200万円、同月25日に2800万円

をそれぞれ被告統一協会に交付させた。

セ 献金名下の損害（平成14年の分）

- (ア) 被告統一協会の信者らは、先祖因縁等を用いた欺罔、脅迫により、誤信、畏怖していた原告をして、平成14年1月9日に500万円、同月29日に1300万円を被告統一協会に交付させた。
- (イ) 被告^C及び被告^Dは、同年3月26日、面接を行うとして、原告を被告統一協会の竹の塚教会（以下「竹の塚教会」という。）に呼び出した。

被告^Cは、原告に対し、「今先祖が願っていることは、この時に、天に貢献することである。今あなたが決意しないと、あなたの先祖は永遠に暗い地獄で苦しむことになる。あなたの長男や孫に今後どんな災厄が降りかかるか分からない。今あなたが決意しなければ、あなたの先祖は、毎晩あなたの枕元に現れ、なぜこの道を行かないのかざん訴を続ける。」などと長時間にわたって欺罔、脅迫を繰り返し、これにより誤信、畏怖した原告をして、3000万円の献金を決意させた。

被告^Dは、同月29日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に3000万円を被告統一協会に交付させた。

- (ウ) 被告^C及び被告^Dは、同年5月26日、面接を行うとして、原告を竹の塚教会に呼び出した。

被告^Cは、原告に対し、「今お父様（文鮮明）が給油のために北海道に降り立っている。日本の国が母の国として勝利した日本になるために、献金が必要である。そうでなければ、日本は滅びてしまう。」などと長時間にわたって欺罔、脅迫を繰り返し、これにより誤信、畏怖した原告をして、5000万円の献金を決意させた。

被告^Dは、同月27日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に5000万円を被告統一協会に交付させた。

(ニ) 被告統一協会の信者らは、先祖因縁等を用いた欺罔、脅迫により、誤信、畏怖していた原告をして、同年7月19日、3000万円を被告統一協会に交付させた。

(オ) 被告^C及び被告^Dは、同年8月27日、面接を行うとして、原告を竹の塚教会に呼び出した。

被告^Cは、「真のお母様（文鮮明の妻）の還暦に向けて、今の運勢に乗って越えていかなければならない。ご主人が協助しているから越えられると思います。いくら出さなければならぬかは、あなたのご主人に、直接あなたに言ってくださいと伝えてあります。あなたのご主人は7000万円だと言っています。」と、午後2時から午後8時までの6時間にわたって欺罔、脅迫を繰り返し、これにより誤信、畏怖した原告をして、7000万円の献金を決意させた。

被告^Dは、同月30日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に7000万円を被告統一協会に交付させた。

(カ) 被告^C及び被告^Dは、平成14年9月20日ころ、原告の母親が手術を予定していることを聞きつけ、原告を竹の塚教会に呼び出した。

被告^Dは、「33の摂理がある。お母さんの手術を成功させるため、そして、^C家が衰退しないでいくために、^D家及び^E家の両家について、それぞれ33万円を天に捧げる必要がある。これをしないと、お母さんの手術がうまくいかず、とんでもないことになる。」などと欺罔、脅迫を繰り返し、これにより誤信、畏怖した原告をして、66万円の献金を決意させた。

被告^Dは、同日、竹ノ塚駅まで赴き、原告をして、献金名下に66万円を被告統一協会に交付させた。

(キ) 被告統一協会の信者らは、先祖因縁等を用いた欺罔、脅迫により、誤信、畏怖していた原告をして、同年12月28日、50万円を被告統一

協会に交付させた。

ソ 献金名下の損害（平成15年の分）

(ア) 被告^A、被告^C及び被告^Dは、平成15年1月初旬ころ、信者らに対し、真のお母様の還暦祝いとして60万円を献金するようにと指示していたが、原告に対しては、「あなたは選ばれて韓国に行く立場である。」と述べて、この数倍の献金を指示していたところ、原告が、被告^Dに対し、5倍の300万円を献金すると言明したのを聞き、原告を竹の塚教会に呼び出した。

被告^Dは、「教域長が、あなたのだんなさんが私の所に来たと伝えてほしいと言っている。」と述べて、300万円の献金では足りず、これでは原告の夫が救われないとの説得を行い、これにより誤信、畏怖した原告をして、600万円の献金を決意させた。

被告^Dは、同月9日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に600万円を被告統一協会に交付させた。

(イ) 被告^A及び被告^Mは、同年5月ころ、原告の長女である^Gが、夫と共に経営する[■]販売店をもう1店舗開店することを聞きつけ、原告を竹の塚教会に呼び出した。

^Mは、「このままでは、娘が出店してもうまくいかない。献金をすれば、娘の出店も順調にいく。」などと欺罔、脅迫し、これにより誤信、畏怖した原告をして、300万円の献金を決意させた。

被告^A及び被告^Mは、同月30日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に300万円を被告統一協会に交付させた。

(ウ) 被告^A及び被告^Cは、同年6月ころ、原告を竹の塚教会に呼び出し、「信者一人がアメリカ宣教に行く。あなたはそのために10万円を献金しなければいけない。」と指示し、それまでの欺罔、脅迫により、誤信、畏怖していた原告をして、10万円の献金を決意させた。

D

被告■は、同月28日、竹の塚のスーパーマーケット「■」に赴き、原告をして、献金名下に10万円を被告統一協会に交付させた。

タ 献金名下の損害（348万円）

■^Mは、平成12年10月ころ、原告に対し、「10分の1献金をするように。」と申し向け、同年11月から平成13年12月まで毎月12万円、平成14年1月から平成15年6月まで毎月10万円をそれぞれ献金名下に被告統一協会に交付させた（献金額の合計は348万円である。）。

チ 絵画代金名下の損害（180万円）

(ア) ■^Mは、平成12年10月13日、原告を恵比寿コリアンアート展に連れて行き、「これは天の物で、あなたはこれを購入して貢献する必要がある。」などと欺罔し、誤信した原告をして、絵画1点の代金名下に115万5000円を被告統一協会に交付させた。

(イ) 被告■^Dは、平成14年10月8日、原告に電話をかけて、「今、新宿の絵画展にいるが、■^A教域長が、■さんが願う健康、仕事、家庭円満にぴったりの絵を探してくれました。これは天の物です。これを購入することであなたは貢献することができます。」などと欺罔し、誤信した原告をして、絵画1点の代金名下に81万9000円を被告統一協会に交付させた。

ツ 印鑑代金名下の損害（58万8000円）

被告統一協会の信者らは、平成13年6月30日、原告に対し、「先祖の因縁から■家を守る傘として、印鑑を購入しなければならない。」などと欺罔、脅迫し、これにより誤信、畏怖した原告をして、印鑑3本1組（54万2000円）及び印鑑1本（4万6000円）の代金名下に合計58万8000円を被告統一協会に交付させた。

テ 商品代金名下の損害（263万1300円）

(ア) 被告統一協会の信者らは、平成13年7月22日、原告を宝石の展示

会に連れて行き、株式会社ケイヨーネクストの「真の家庭」オリジナルペンダント、オリジナルリング及びパールイヤリングの3点セットの代金名下に223万2300円を被告統一協会に交付させた。

(イ) 被告統一協会の信者らは、平成14年12月24日、原告を宝石の展示会に連れて行き、株式会社ケイヨーネクストの指輪1点の代金下に39万9000円を被告統一協会に交付させた。

ト 高麗人参茶代金下の損害（192万円）

原告は、平成4年ころ、被告統一協会の信者によって、被告統一協会が主催する高麗人参茶の販売会に連れて行かれた。このとき、被告統一協会の信者は、原告に対し、「この高麗人参茶を飲めば、いろいろな病気が治ります。」などと述べて原告を欺罔し、このように誤信した原告をして、1ケース当たり12個入りの高麗人参茶2ケースを購入させ、高麗人参茶代金下に合計192万円（高麗人参茶1個当たり8万円である。）を被告統一協会に交付させた。

ナ まとめ

被告統一協会の信者らは、上記イないしトのとおり、原告をして、極めて多額の金員を被告統一協会に交付させているが、これらはいずれも被告統一協会が宗教活動にしゃ口して専ら利益獲得を目的としているにもかかわらず、これを秘して、組織的に先祖因縁等を用いて原告を脅迫し、原告の不安を増大させ、困惑を引き起こした結果であり、その金額も原告の社会的地位や資産等に照らし不相応に多額であり、社会通念上相当と認められる範囲を著しく逸脱する違法なものである。

そして、被告個人ら4名は、上記の被告統一協会の信者らによる違法な資金獲得活動を認識し、被告統一協会の信者らと共謀の上、原告に対する一連の不法行為に加担した者であるから、被告^Aについては、平成13年7月ころに、被告^Bについては平成3年4月8日ころに、被告^C及

^D
び被告^Bについては平成14年3月26日ころにそれぞれ原告に対する
不法行為に關与して以降、すべての行為に共犯として關与した。

(被告らの主張)

原告は、以下のとおり、被告統一協会の信仰に基づき、自己の意思により
献金等を行ったものであり、欺罔、脅迫によるものではない。

ア 原告が被告統一協会にかかわった経緯

被告^Bは、「富士の会」のサークル会活動を紹介するため、平成3年
4月8日、原告宅に赴いた。被告^Bは、原告において、^B家の男性の
寿命が短くなっていることで気掛かりなことがあるなどと積極的に話して
きたため、家系の問題について話をし、「富士の会」を訪問するように勧
誘した。

^B
被告^Bは、同月8日、「富士の会」に赴いた原告に対し、人生や幸福
を論じた人生講座的内容のビデオを見せ、^I先生において、^B家の事
情を聞きながら家系図を作成した。

原告は、同月21日、被告^Bと一緒にビデオを見た後、^I先生から、
因縁の清算や女性としての使命という観点で話を聞いた。

イ 献金名下の損害(600万円)

原告が平成3年8月9日ころに貸し付けたとする1000万円は、40
0万円の献金と600万円の貸付金の合計である。^J先生は、1000
万円の借入を申し込む際、原告に対し、統一運動に協力してほしいという
ことで、「できるならば献金でお願いしたい。」と依頼したところ、原告
が、「全部は献金できないが、400万円ならば献金してもよい。」と述
べたため、400万円を献金として、600万円を竹の塚地区信徒会を借
主とする借入とした。

^N ^N
この600万円の借入は、竹の塚地区信徒会の^N(以下「^N」
という。)及び^Nが、平成4年8月に400万円を弁済し、平成

5年11月から平成6年8月にかけて200万円を10回の分割で弁済したことにより、完済された。

ウ 献金名下の損害（5000万円）

原告が平成5年6月1日に献金したとする5000万円は、竹の塚地区信徒会を借主とする借入である。^K先生が原告から5000万円を借り入れるに際し、因縁の話はしていない。この5000万円の借入は、後記エのとおり、平成7年8月に被告統一協会に対する献金に振り替えられた。

エ 献金名下の損害（2800万円）

原告が平成7年8月9日に献金したとする700万円は、原告が■歳であったことから、57歳を献金することとなり、上記ウの貸付金5000万円を被告統一協会に対する献金に振り替えるとともに、これに700万円加えて献金した際の献金額である。

原告が平成8年10月28日に献金したとする2100万円は、平成8年10月に「現代の摂理」の講義の後、^Lが原告に対して統一運動のための献金を呼び掛け、原告において、2100万円を献金する旨申し出て献金した際の献金額である。

オ 商品代金名下の損害（合計175万1000円）

^Mは、平成8年12月、原告を宝石の展示会に勧誘しておらず、同行もしていない。原告は、自ら積極的に展示会に赴き、自己の好みに合う宝石を購入した。なお、販売会社は被告統一協会とは無関係である。

カ 献金名下の損害（320万円）

原告が平成9年3月4日に献金したとする320万円は、韓国の清平聖殿建設の協力金であり、被告統一協会への献金ではない。また、原告は、納得した上、自らの意思で天宙清平修練苑に320万円を献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。

キ 献金名下の損害（70万円）

原告が平成9年6月26日に献金したとする70万円は、原告が、祝福の意義と価値について講義を聴き、「霊界に行っても主人と一緒にいたい。」と言って、自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。また、これを受け取ったのは、被告統一協会ではなく、天宙清平修練苑である。

ク 総生畜献金名下の損害（420万円）

原告が平成10年2月1日、同月24日、同年3月29日及び同年5月12日に献金したとする合計420万円は、原告が自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。また、原告は母の分も含め二人分の献金をすることを自ら申し出た。

ケ 先祖解怨献金名下の損害（349万3000円）

原告が平成10年7月31日、同年11月25日及び平成14年3月13日に献金したとする合計349万3000円は、原告が自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。

コ 霊肉祝福献金名下の損害（140万円）

原告が平成11年2月23日に献金したとする140万円は、原告が自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。

サ 献金名下の損害（平成11年の分）

原告は、平成11年3月30日に1200万円、同年4月15日に300万円、同月28日に100万円、同年6月7日に200万円、同月25日に600万円、同年7月30日に180万円をそれぞれ被告統一協会に献金したと主張するが、いずれも否認する（なお、原告が、同年4月15日に140万円、同年6月7日に100万円、同年7月11日に50万円を被告統一協会に献金したことは認める。）。

原告が平成11年に献金したとする金員は、原告が自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。

シ 献金名下の損害（平成12年の分）

原告は、平成12年2月4日に500万円、同年11月21日に640万円をそれぞれ被告統一協会に献金したと主張するが、いずれも否認する（なお、原告が、同年11月21日に40万円を献金したことは認める。）。

原告が平成12年に献金したとする金員は、原告が自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。

ス 献金名下の損害（平成13年の分）

原告は、平成13年1月25日に350万円、同年2月7日に200万円、同月21日に2000万円、同年6月26日に170万円をそれぞれ被告統一協会に献金したと主張するが、いずれも否認する（なお、原告が、同年1月25日に250万円、同年2月27日に40万円、同年6月5日に170万円を献金したことは認める。）。

原告が平成13年に献金したとする金員は、原告が自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。

セ 献金名下の損害（平成14年の分）

原告は、平成14年1月9日に500万円を被告統一協会に献金したと主張するが、否認する。

原告が平成14年に献金したとする金員は、原告が自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。

ソ 献金名下の損害（平成15年の分）

原告は、平成15年6月28日に10万円を被告統一協会に献金したと主張するが、否認する。この10万円は、後記タの10分の1献金の平成15年6月分である。

原告が平成15年に献金したとする金員は、原告が自らの意思で献金したもので、何らの欺罔、脅迫を加えられていない。

タ 献金名下の損害（348万円）

原告は、平成12年11月から平成13年12月まで毎月12万円、平成14年1月から平成15年6月まで毎月10万円を被告統一協会に献金したと主張するが、原告は、熱心な信者として、キリスト教以来の伝統である10分の1献金を励行していたものである。

チ 絵画代金名下の損害（180万円）

原告が平成12年10月13日及び平成14年10月8日に絵画を購入したことは認めるが、原告は自らの意思で自分の好みの絵画を購入したものである。なお、販売会社は被告統一協会とは無関係である。

ツ 印鑑代金名下の損害（58万8000円）

原告が平成13年6月30日に印鑑を購入したことは認めるが、代金は54万2000円である。原告は自らの意思で印鑑を購入したものである。なお、販売会社は被告統一協会とは無関係である。

テ 商品代金名下の損害（263万1300円）

原告が平成13年7月22日及び平成14年12月24日に宝石を購入したことは認めるが、原告は自らの意思で自分の好みの宝石を購入したものである。なお、販売会社は被告統一協会とは無関係である。

ト 高麗人参茶代金名下の損害（192万円）

原告が高麗人参茶を192万円で購入したことは認めるが、原告は自らの意思で購入したものである。

（被告統一協会及び被告Aの主張）

ア 被告統一協会は、献金を信者に奨励することはあっても、信者個々人に献金勧誘行為を行ったり、信者をして他の信者に献金勧誘行為をさせることは一切なく、竹の塚教域長兼教会長である被告Aが原告に対する献金勧誘行為にかかわることはない。

イ 被告統一協会は、昭和58年1月22日、従来の収益事業として行ってきた出版部門を廃止し、出版部門を株式会社光言社として被告統一協会か

ら分離独立させることを決定し、以後、現在に至るまで一切の収益事業を行っていない。

したがって、被告統一協会や竹の塚教域長兼教会長である被告^Aが、貴金属や絵画、印鑑、高麗人参等の販売の収益事業にかかわったことはない。

(2) 争点(2) (被告統一協会の責任の有無) について

(原告の主張)

ア 被告統一協会の不法行為責任 (民法709条)

前記(1)の「(原告の主張)」のイないしトの献金勧誘行為及び物品販売行為 (以下「本件献金勧誘行為等」という。) は、被告統一協会からの指示・命令による過酷なノルマ設定の下、被告統一協会の全国的組織や被告統一協会が設置した会社・店舗等を総動員して行われた。また、本件献金勧誘行為等は、サタン側に奪われた万物 (すべての財物) を神 (再臨のメシアである文鮮明) の側に取り戻さなければならないという「万物復帰」なる被告統一協会の教義の実践として、被告統一協会の信者らによって、被告統一協会が作成したマニュアルに基づき全国的に共通の方法により行われた。さらに、本件献金勧誘行為等によって原告から交付された金員は、すべて被告統一協会に帰属している。

したがって、被告統一協会の献金勧誘・物品販売システムは、それ自体が違法と評価されるべきであり、かかる違法なシステムに基づき組織的、計画的に行われた本件献金勧誘行為等は、被告統一協会自身の不法行為といえる。

イ 被告統一協会の使用者責任 (民法715条)

本件献金勧誘行為等は、前記(1)の「(原告の主張)」のイないしトのとおり、被告統一協会の信者らによって行われたものであるところ、被告統一協会とその信者らとの間には実質的な指揮監督関係が存在し、本件献金

勧誘行為等は、被告統一協会の事業の執行についてされたものであるから、被告統一協会は、民法715条に基づき使用者責任を負う。

(被告統一協会の主張)

ア 被告統一協会の不法行為責任(民法709条)

被告統一教会が、日本全国において、組織的、計画的な違法な献金勧誘行為を行ったことはなく、したがって、本件献金勧誘行為等は被告統一教会における組織的、計画的な違法な献金勧誘行為の一環としてされたものではない。

イ 被告統一協会の使用責任(民法715条)

被告^A、^N及び^Lが所属していたブロック、地区は連絡協議会の組織であって、被告統一協会の組織ではない。連絡協議会と被告統一協会とは全く別の組織であり、連絡協議会がその活動について被告統一協会から命令を受けたり、指示を受けたりしたことは一度もない。

連絡協議会は、平成4年、その地方組織がそれぞれ大きくなり、各地方の自主性に任せて権限を移譲することにし、中央本部は解散し、徐々に各地においてより独立性の強い「信徒会」が出来ていった。

したがって、被告^A、^N及び^Lらが後に所属した信徒会も被告統一協会とは別個の組織であり、そこに何らの指揮監督関係もない。

(3) 争点(3)(損害額)について

(原告の主張)

ア 献金額及び商品購入代金額合計 4億5682万7300円

(ただし、被告統一協会及び被告^Bは全額、被告^Aは2億5819万0300円、被告^C及び被告^Dは1億9495万8000円の限度で、それぞれ賠償の責任を負う。)

原告は、前記(1)の「(原告の主張)」のイないしトのとおり、被告統一協会に献金名下ないし商品代名下に金員を交付したところ、かかる献金額

及び商品購入代金額の合計は4億5682万7300円である。

イ 慰謝料 4500万円

(ただし、被告統一協会及び被告^Bは全額、被告^Aは2500万円、被告^C及び被告^Dは1900万円の限度で、それぞれ賠償の責任を負う。)

原告は、^B家の家系において、後継ぎないし後継ぎとなるべき者の亡くなる年齢が10年ずつ早まっていることに不安を抱いていたところ、被告らは、これを奇貨として、原告及びその家族の将来の不安や不幸等をほめかし、原告を精神的に追いつめて畏怖・誤信させ、正常な判断能力を減退させて、原告の全財産を献金等の名下に奪い去ったものであり、原告が本件により被った精神的苦痛は計り知れず、これを金銭に評価すると4500万円を下らない。

ウ 弁護士費用 4500万円

(ただし、被告統一協会及び被告^Bは全額、被告^Aは2500万円、被告^C及び被告^Dは1900万円の限度で、それぞれ賠償の責任を負う。)

(被告らの主張)

いずれも否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記「争いのない事実」、証拠(甲B47, 乙イ6ないし10, 乙ロ2ないし4, 証人^N, 証人^L, 原告本人, 被告^B本人, 被告^A本人, 被告^C本人, 被告^D本人及び後掲の各証拠(〔〕内は該当証拠に表示された頁数等を示す。))及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

(1) 当事者

ア 原告は、昭和^E年^E月^E日、埼玉県^E(現^E市)において、^E家の次女として生まれ、昭和^E年^E月^Eに^Eと婚姻し、その

後は、^Eの実家である東京都^Eにおいて、^E家の家業である農業の仕事を手伝いながら、主婦として家庭生活を営んできた者である。原告は、^Eとの間に、長男である^F、長女である^G、次男である^Hをもうけたが、^Eは、平成●年●月●日、●ガンのため、●歳で死去した（甲B47〔1〕）。

イ 被告統一協会は、韓国国籍の文鮮明を創始者かつ救世主（メシア）とし、日本国内においては、昭和39年に設立登記された宗教法人である。

被告統一協会は、全国をいくつかの教区（教区の名称や地区割りは時期によって度々変わり、現在は全国を61の教区に分けている。）に分けてそれぞれの教区に教区本部を置き、各教区内をいくつかの教域（教域は平成4年になくなり、現在は教区の下に教会を置いている。）に分けて、それぞれの教域に本部を置き、さらにその教域組織の下に被告統一協会の教会（教会の数は変遷しているが、現在は103の教会が存在する。）を置いている（乙イ14、弁論の全趣旨）。

(2) 原告が被告統一協会にかかわった経緯

ア 被告^Bは、平成3年4月8日、自らが被告統一協会の信者であることを秘したまま、この日の最初の伝道活動のため、原告宅に赴いた。

被告^Bは、応対に出た原告に対し、「手相や姓名判断に興味はありますか。」「手相や姓名判断を勉強している者で、この辺を回って皆さんに手相を見せてもらっています。」などと話しかけたところ、原告は、当日が雨模様であり、玄関先での応対では気の毒に感じ、被告^Bを原告宅に招いた。

原告宅に招かれた被告^Bは、原告に対し、「無料で手相を見て差し上げます。」などと述べて原告の手相を見始め、「とてもいい運勢をお持ちです。」と話しかけたが、「今、節目を迎えているのではないですか。少し気になるところがあります。」などとも述べて、原告に対して家族関係

について質問した。

被告^Bは、原告から家族関係について聞くとともに、「今起きていることは、あなたの家系の血縁による因果関係や因縁から起きていることです。」などと告げた。この時、原告は、被告^Bに対し、^Eが^E歳で逝去し、^Eの父親が^E歳で^E事故により急死し、^Eの祖父が^E歳のときに病死するなど^E家の後継ぎとなるべき人の亡くなった年齢が約10年ごとに早まっていることなどを話した。

原告の手相を見終えた被告^Bは、原告に対し、「今、節目を迎えているのではないですか。手相は変わるので、変わらないお名前を見ていくといいです。」と述べて、原告の姓名判断を行った。その後、被告^Bは、簡単な家系図を作成した上、原告に対し、「今現在起きていることは結果であって家系的な血縁による因果関係から起きていることなので、家系図を鑑定してもらうとよい。この近くに手相や姓名判断を勉強する所がありますが、今、非常によく勉強された先生もみえてます。心配なところがありますので、是非この先生に運勢を見てもらうべきです。」などと述べ、東武伊勢崎線竹ノ塚駅近くのマンションにある「富士の会」という名称のカルチャーセンターと呼ばれる施設に来るように勧め、原告から、同月14日に「富士の会」を訪問する旨の約束を取り付けた（甲B47〔1, 2〕, 乙ロ2〔2, 3〕, 原告本人〔1, 2〕, 被告^B本人〔3〕）。

イ 被告^Bは、同日、長女である^Gと共に「富士の会」に赴いた原告に対し、被告統一協会の信者である森山操の講演ビデオを見せた。このビデオは40分程度のもので、講演の内容は、家系のことや人はどうして生まれてきたのかを語るもので、人が死んでから行く霊界にはランク付けがあり、このランクは生前の行いに対応するものであり、この行いは既に霊界にいる先祖のランクにもかかわるので、低いランクで苦しんでいる先祖を救うためには、その子孫が天に徳を積まなければならないというものであ

った。

B

原告がビデオを見ている間、被告^Bが同席した。

^I先生と呼ばれる被告統一協会の女性信者は、ビデオを見終えた原告に対して感想を求め、また、原告から聞き出した^I家の事情を基に簡単な家系図を作成した上、原告に対し、^I家の運勢を良くするためには家系のことを勉強して、先祖供養をしなければならないと述べて、1週間後に再び「富士の会」を訪問することを約束させた（甲B47〔3〕、原告本人〔2, 3〕）。

ウ(ア) ^I先生は、同月21日ころ、「富士の会」に赴いた原告に対し、原告の姓名判断をする旨述べて、原告の家系を詳しく聞き出し、それを家系図に書き込んでいった。

^I先生は、^E^Eの父及び^Eの祖父が亡くなった年齢が約10年単位で早まっていることに不安を抱いていた原告に対し、因縁の清算や女性としての使命という観点から話をするとともに、手相からも姓名判断からも原告の家系は衰退しつつあると述べ、このまま放っておけば、原告の家系は確実に絶えてしまうこと、原告の長男であり、^I家の後継ぎとなるべき^Fにも今後どのような災厄が降りかかるか分からないこと、また、^Fに男の子の後継ぎが生まれたこと自体が奇跡に近いことなどを告げて、^I家が絶家としないようにするためには、ここで家系のことを勉強していかなければならないと述べて、竹ノ塚駅近くにある「富士の会」とは別の「セイントベース」という名称のビデオセンターと呼ばれる施設（以下「セイントベース」という。）に定期的に通うように約束させた。

B

また、原告は、同日、同席していた被告^Bに対し、「富士の会」は何かの宗教ではないかを尋ねたが、被告^Bは、「富士の会」は純粹に手相を見たり、姓名判断を勉強する会であると答え、これを否定した（甲

B 4 7 (3, 4), 原告本人 (3))。

(イ) これに対し、被告^Bは、^I先生は、原告の家系は衰退していて、家系が絶えるとか、^Fにどのような災厄が降りかかるか分からないなどの話はしていないし、また、原告に対し、「先祖や家系のことを学ぶところなので、宗教的内容も勉強します。」と伝えた旨供述する (乙ロ 2 (4), 被告^B本人 (3, 4))。

しかし、^L家の家系図を鑑定した証人^Lは、原告に対し^L家の家系が衰退していることを話した旨供述しており (証人^L (5, 2 1)), 同様に^I家の家系図を鑑定した^I先生において、この点に関する話を全くしなかったというのは、不自然である。また、被告^Bの供述するとおり、「富士の会」について宗教的内容も勉強する旨を原告に伝えていたとすれば、原告との間で、さらに具体的なやり取りがあったと考えるのが自然であるところ、これをうかがわせる事情は認められない。

^Bしたがって、被告^Bの上記供述部分は採用できない。

(3) 第1回目の献金に至る経緯

ア(ア) ^I先生は、平成3年4月21日以降、1週間に1度くらいの割合で原告をセイントベースに通わせ、先祖因縁等について語るビデオを見せた。

原告は、セイントベースにおいて、先祖因縁とは、先祖が行ってきた様々な所業のうち、家系を衰退させる原因になるものをいい、財の因縁、殺傷因縁、色情因縁等があると教えられた。

^I先生は、同年5月初めころ、原告に対し、「財には一番強く因縁がついて回ります。^I家の因縁をはらい、これを守っていくためにはこの財の因縁をはらう必要があります。今、預金はどのくらいありますか。」と質問したところ、原告が、「どうしてですか。」と尋ねたため、

I
■先生は、「この世のお金はたくさんの人の所で汚れ、因縁が一番強いので、■家の因縁をはらうためには、聖塩でこれを清めなければなりません。」と説明し、これを受けて原告は、「1000万円くらいはあると思います。」と答えた。

原告は、その直後、セイントベースとは別のカルチャーセンターと呼ばれる施設に通うように指示され、原告を担当する信者もI先生からJ先生に交代した（甲B47〔4, 5〕, 原告本人〔3, 4〕）。

(イ) これに対し、被告らは、I先生が原告に対して預金額を尋ねたことはない旨主張するが、後記ウ(ア)のとおり、J先生は原告に対して1000万円の貸付を要求しているところ、かかる金額は、原告が答えた主張する預金額と同額であることに照らすと、同金額は事前にI先生によって把握されていたと考えるのが自然であるから、被告らの主張は採用できない。J

イ 被告B及び■先生は、同年8月ころ、原告に対し、初めて自らの団体が被告統一協会という宗教団体であること、教祖が文鮮明であることを告げた（原告本人〔5, 6〕, 被告B本人〔5〕）。

ウ(ア) J先生は、原告に対し、「■家の家系が衰えつつあるのは、■家の持っている財に原因があります。財産が多いということは、その下で働かされ苦勞した人がたくさんいて、恨みを持って亡くなった人もたくさんいるということです。だれかがその穴埋めをしなければ、その家系は必ず衰えます。これまで■家には徳のあった先祖がいたのでここまで家系が絶えずにきましたが、徳の残りも少なくなっています。今、あなたが■家の先駆けとして、穴埋めをしていかなければ家系が絶えてしまいます。」などと告げて、原告の不安をあおった。

J
その後、■先生は、同年8月9日、原告に対し、「■家の財の因縁を清めるために、1000万円を貸してほしい。このお金を神様のた

めに使い、清めが終わった後に必ず返します。借用証も渡します。」などと述べて貸付を迫り、同月12日ころ、不安に陥っていた原告から1000万円を借り受けた。

J
証人A先生は、原告に対し、1000万円と引き換えに、竹の塚地域の信者の責任者である証人B名義の借用証を差し入れた。

その後、同借入金のうち400万円については弁済がされ、600万円については、後記エのとおり、被告統一協会に対する献金に振り替えられた(甲B47〔5ないし7〕、原告本人〔5〕)。

(イ)a これに対し、証人Aは、証人J先生は先祖の因縁について脅したり、恐怖をあおるような話はしていない旨供述する(乙イ6〔5, 6〕、証人A〔5〕)。

N J
しかし、証人Aは、証人J先生が証人A家の家系図を見ながら話をしたことは認めている上(証人A〔4〕)、被告統一協会の教義を受けて間もない原告において、何らの害悪も告知されることなく、専ら信仰心に基づいて、当時の預金額である1000万円という多額の金員を素直に貸し付けること自体考え難い。

N
したがって、証人Aの上記供述部分は採用できない。

B N
b また、被告B及び証人Aは、1000万円全部が借入ではなく、400万円は献金であった旨供述する(乙ロ2〔4〕、乙イ6〔4, 5〕、証人A〔5, 6〕、被告B本人〔6〕)。

しかし、1000万円を600万円の借入と400万円の献金に分けたことについて合理的な理由は見いだせず、また、原告の作成した手紙(甲B30)には、「教会から一千万のお金を貸してくれるようにいわれとまどいをおぼえました」との記載がある上、この1000万円が原告にとって最初の被告統一協会に対する金員の交付であったことに照らすと、この点に関する原告の供述には信用性が認められる。

したがって、被告^B及び証人^Nの上記供述部分は採用できない。

○ なお、被告らは、1000万円のうち600万円については弁済がされた旨主張するが、これを裏付ける客観的証拠は存在せず、被告^B及び証人^Nの上記供述部分が採用できないのは上記a、bのとおりであるから、この点に関する被告らの主張は採用できない。

エ 被告^B及び^J先生は、平成4年初めころ、原告に対し、「^F家の財の因縁を解くためには、財を天に捧げる必要があります。あなたが貸したお金の残り600万円は献金にして天に捧げて下さい。そうでなければ、^F家の因縁を解くことはできませんし、因縁が解けなければ、^Fやその子に今後どんな災難が降りかかるか分かりません。」などと繰り返し告げて献金を迫った。

原告は、不安に思い、上記ウ(ア)の貸付金の残元金600万円を被告統一協会に対する献金とすることを承知した(甲B47〔6, 7〕)。

また、原告は、同年2月から3月にかけて、被告統一協会の「初級トレーニング」に参加し、同月27日にすべての課程を終了した(甲B2の1ないし3)。

(4) 6000万円の貸付に至る経緯

ア(ア) 原告は、^J先生と交代して原告の担当となった^K先生から、財の因縁を解くためには先祖供養をして財産を天に捧げなければならないと言われたため、^Eの命日である平成5年^K月^N日、^K先生、^N、^E及び^Eらの出席の下、^Eの供養祭を催した(甲B3の1ないし3, 甲B47〔7〕)。

その後、^K先生は、原告の長男である^Fが、原告の自宅前の土地に「^K」という名称の^F店を建設することとなったことを聞き、面接を行うとして原告を呼び出した。

^K先生は、原告に対し、「財の因縁が最も深く付いているのは土地

です。■家の土地を使って建物を建てるのであれば、この土地を清め、因縁をはらわなければなりません。これをしなければ、土地の因縁により、料理店の営業もうまういかなくなります。この土地を清めるためには天に徳を積む必要があります。」などと述べた上、「どれだけのものが必要なのか、神様にお祈りをします。」と言って、いったん席を外した後、再び原告の前に戻り、「神様は5000万円だけと言われていいます。神様が願っていますから、息子さんの■店を成功させるために頑張ってください。」などと述べて貸付を迫った。

その結果、不安を抱いた原告は、■^Fの事業が成功し、高橋家が不幸にならないようにとの思いで、遅くとも同年6月1日までに、5000万円を被告統一協会に貸し付けた。

原告が5000万円を貸し付けたところ、■^K先生及び■^Nらが■店の建設予定地へ赴き、■^K先生がお祈りをするとともに、■家のお墓にもお祈りに赴いた（証人■^N〔11〕）。■^K先生は、建設予定地でのお祈りの際、「5000万円を交付したので、霊界が明るくなりました。ご先祖様も喜んでいられますし、息子さんの事業もうまういきますよ。」と述べた（甲B47〔7ないし9〕、原告本人〔7、8〕）。

その後、この5000万円の貸付は、後記(5)アのとおり、被告統一協会に対する献金に振り替えられた。

(イ) なお、原告は、5000万円は借入ではなく、最初から献金として被告統一協会に交付した旨主張し、原告本人はこれに沿う供述をするが、後記(5)アのとおり、平成7年8月に行われた献金の経緯に関する原告の供述は採用できず、これと密接な関連性を有する原告の上記供述部分も同様に採用できない。

イ これに対し、証人■^Nは、土地を清め、因縁をはらわなければならない、これをしなければ■店の営業がうまういかないなどと話したことはない

旨供述する（証人^N [9]）。

しかし、証人^Nは、^Fが原告の自宅前の土地に「^K」という^K店を建設することとなったことを原告から聞いたこと、^K先生が土地にはいろいろなことがあるから、土地を清めた方がいいという話をしたこと、5000万円という金額を^K先生が原告に示したものであることは認めている上（証人^N [7, 8]）、^Fの事業のために当時多額の金員を必要としていた原告において、何らの害悪も告知されることなく、5000万円という多額の金員を素直に貸し付けること自体考え難い。

したがって、証人^Nの上記供述部分は採用できない。

(5) 第2回目の献金に至る経緯

ア(ア) ^K先生と交代して原告の担当となった^Lは、平成7年8月ころ、原告に対し、「^K家の先祖の因縁のために、^K家の家系は男性が立たず、衰退していく家系であり、本来であれば絶家となっていました、^Eさん（^Eの祖母）や^Eさん（^Eの母）などのご先祖が大変苦勞をし、徳を積んできたために、これを免れました。あなたが一家の中心として、彼女たちの歩んできた苦勞を結実させ、徳を積んで^K家を守っていかなければなりません。財産は因縁の強いもので、^K家の中心人物であるあなたがこれを神にお返しして清め、因縁をはらわなければ、^K家はどんどん衰退していきます。^K家は、あなたの夫^Eさんが●ガンで他界したようにガンの家系であり、このままではあなたの子供たちや子孫にも大変なことが起こります。」と長時間にわたって話し、原告の不安をあおった（甲B47 [9]、原告本人 [8]）。

原告が不安になり、上記(4)アの借入金5000万円を被告統一協会に対する献金に振り替えたいと申し入れ、さらに、「いくら払えばいいのですか。」と尋ねたところ、^Lは、「お祈りしてきます。」と告げて奥へ行き、しばらくして原告のもとに戻り、原告が今^L歳だから、その

7 数である 700 を足して、5700 万円はどうですかと述べて献金を
迫り、原告をして、同月 4 日、上記(4)アの借入金 5000 万円を被告統
一協会に対する献金に振り替えさせ、同月 9 日、700 万円を献金名下
に被告統一協会に交付させた（乙イ 7〔2〕、証人縄手〔6 ないし 8〕）。

被告統一協会は、平成 7 年 8 月 11 日ころ、被告統一協会の足立教会
において、原告の 5700 万円の献金について、献金式を行った（甲 B
7 の 1 ないし 3）。

(イ) なお、原告は、原告が来年^L 歳だから、2000 万円に 8 のついた
800 万円を加えた 2800 万円を支払うように^L が述べた旨主張
し、これに沿う供述をする（甲 B 47〔9〕、原告本人〔9〕）。

しかし、この 2800 万円の献金に関する原告の主張は、当初は平成
7 年 8 月 9 日に全額を被告統一協会に献金したとしていたものを、後に
700 万円を同月 9 日に、2100 万円を平成 8 年 10 月 28 日にそれ
ぞれ被告統一協会に献金したとして、主張を変遷させている上、変遷後
の主張を前提とすると、平成 8 年 10 月 28 日の献金について、1 年以
上前にその金額を決めていたこととなり、不自然なところ、原告の上記
供述を裏付ける客観的な証拠は存在しない。

したがって、原告の上記供述部分は採用できない。

イ これに対し、証人^L は、^L 家の家系は^L 家の家系であるとか、原告
が一家の中心として、財産の因縁をはらわなければ、^L 家は衰退してい
くとか、^L 家はガンの家系であるなどの話はしていない旨供述する（証
人縄手〔6, 7〕）。^L

しかし、証人^E は、^E 家の家系図を見ながら話をしたこと、家系図
によると^E の兄弟や^E の兄弟が早くに亡くなっており、家運が衰
退してきていること、^E や^E が頑張ってきたことから^L 家
が守られていること、因縁の話をしたことは認めている上（証人^L〔4,

5, 21)), 原告において, 何らの害悪も告知されることなく, 5000万円という多額の貸付金を献金に振り替えた上, さらに自ら進んで700万円という多額の金員を献金すること自体考え難い。

したがって, 証人^Lの上記供述部分は採用できない。

(6) ペンダント等の購入

原告は, 平成8年12月14日, 被告統一協会の信者に誘われて, 宝石の展示会に赴いた。原告に付き添った被告統一協会の信者は, 原告に対し, 「これはお母様(文鮮明の妻)のデザインされたものです。」「天の物なので持っているといいですよ。」「これらは一つ一つ意味が込められている物です。」などと述べた。(甲B47〔10〕, 原告本人〔9〕)。

原告は, 株式会社ケイヨーから, 「清麗」ペンダント, イアリング, リングの3点セットを合計175万1000円で購入した(甲B8ないし12(各枝番を含む。), 乙イ1)。

(7) 清平聖殿献金^L

原告は, ^Lに誘われ, 平成9年3月, 韓国の清平で開催された祈祷院聖殿起工式に参加した。起工式では, 世界基督教統一神霊協会韓国協会長の黄善祚が祈祷し, 被告統一協会日本協会長の石井光次が祝辞を述べるなどした後, 文鮮明が, 信者らに対し, 清平に聖殿を建てるために費用が必要であり, 献金すれば清平の塔の中に名前が刻まれ, 永遠に名前が残ることを強調した上, 献金を呼びかけるなど長時間にわたる講演を行った。なお, この時, 文鮮明は韓国語で講演を行ったが, 原告は同時通訳人を通じて, その講演の内容を理解した(甲B13, 47〔10, 11〕, 原告本人〔9, 10, 20, 21〕)。

原告は, 講演終了後, ^Lから, 「祈祷院の聖殿は, 真のご父母様(文鮮明夫妻)の心情が込められた由緒ある清平聖地に建設されるものです。」と言われたため, 「これは献金した方がいいのでしょうか。」と尋ねたところ,

■から、「選ばれた人だけが清平に行くことができるので、是非とも貢献しなければなりません。」と言われ、帰国後の同月4日、建設基金として献金名下に320万円を被告統一協会に交付した。原告は、献金後間もなく、被告統一協会の足立教会の信者から聖殿のミニチュアを受け取った（甲B14, 15, 47〔11〕, 原告本人〔21〕）。

(8) 独身祝福献金

ア ■は、平成9年6月、独身祝福の意義や価値について竹の塚教会で講義を受けた原告に対し、「この世の人間は祝福を受けることが唯一天国に行く道であり、祝福を受けなければ地獄に行くこととなります。ご主人を亡くされた独り身の方でもお父様（文鮮明）のおかげで祝福が受けられます。祝福を受けるためには、70万円の祝福献金が必要です。」と述べた（甲B47〔11〕, 原告本人〔10〕）。

原告は、献金をしなければ霊界にいる夫に責められると考え、同月26日、独身祝福献金名下に70万円を被告統一協会に交付した（証人■〔12, 13〕, 原告本人〔10, 21〕）。

被告統一協会は、同年7月18日、竹の塚教会において、原告の独身祝福式を開催した（甲B16の1ないし5）。

イ これに対し、証人■は、この世の人間は祝福を受けることが唯一天国に行く道であり、祝福を受けなければ地獄に行くこととなるとの話はしていない旨供述する（証人■〔13〕）が、原告において、何らの害悪も告知されることなく、70万円を献金することは考え難く、証人■のかかる供述は採用できない。

(9) 総生畜献金

ア 被告統一協会の信者は、平成10年ころ、原告に対し、「万物（この世のすべての物）の所有権を天に返すこと、つまり総生畜献金をしなければなりません。総生畜献金をすれば、あなたは地獄に行かなくて済みますが、

しなければ天国に行くことができないのはもちろんのこと、地獄に行くこととなります。』、「あなたの分だけでは足りず、お母さんの■■■■さんの分もあわせて献金しないと、お母さんも助からず、地獄に行くこととなりますが、お母さんの分も献金することによって、お母さんも天国に行けます。」などと述べた（甲B47〔11〕、原告本人〔10, 11〕）。

原告は、総生畜献金名下に、一人当たり210万円として、同年2月1日に160万円、同月24日に40万円、同年3月29日に200万円、同年5月12日に20万円、合計420万円を被告統一協会に交付した（弁論の全趣旨）。

イ これに対し、被告らは、原告は母の分も含め二人分の献金を自ら申し出た上、上記金額を自らの意思で献金したものである旨主張するが、原告において、何らの害悪も告知されることなく、自己の分に加えて母の分まで自ら進んで申し出て献金すること自体考え難く、献金額も420万円と多額であることも考慮すると、被告らのかかる主張は採用できない。

(10) 先祖解怨献金

ア 被告統一協会の■■教域長は、平成10年、竹の塚教会に礼拝に来ていた信者（原告を含む。）に対し、「あなた方の先祖が生前に悪行をはたらいたため、先祖は地獄で苦しんでいます。先祖の因縁を払い、先祖たちを救い上げるのがあなた方の使命です。」「献金することによって、地獄に行った先祖も、少しでも明るいところに出ることができます。先祖を解放すれば、地上にいるあなた方も本当に救われます。是非とも霊界の先祖の解怨をしなければなりません。」などと長時間にわたって述べた（甲B47〔12〕、原告本人〔11, 23〕）。

E

その後、原告は、被告統一協会の信者から、「■■家、■■家（■■の父の実家）、■■家、■■家（原告の母の実家）のそれぞれの先祖の因縁を解怨するために、1家系当たり70万円が必要である。」と言われ、4

家分の先祖解怨献金名下に、同年7月31日に140万円、同年11月25日に140万円、合計280万円をそれぞれ被告統一協会に交付した(甲B47〔12〕、原告本人〔11〕、弁論の全趣旨)。

その後も、原告は、被告統一協会の信者から、先祖の因縁をはらい、先祖を救うのが原告の使命であり、1家当たり7代の解怨をする必要があり、1家当たり7代で2万1000円(1代当たり3000円)が必要であると言われ、再三にわたり韓国の清平に行き、聖殿の受付で先祖供養として献金を行い、解怨の儀式を行った。この結果、原告は、平成14年3月13日までに、■■■家につき70代、■■■家、■■■家及び■■■家につき各63代の解怨費用として、先祖解怨献金名下に、合計69万3000円を被告統一協会に交付した(甲B47〔12〕、弁論の全趣旨)。

イ これに対し、被告らは、原告は上記金額を自らの意思で献金したものである旨主張するが、原告において、何らの害悪も告知されることなく、再三にわたって韓国の清平に行き、聖殿の受付で先祖供養として献金を行い、解怨の儀式を行うこと(かかる事実は当事者に争いが無い。)自体考え難く、献金額も少くないことを考慮すると、被告らのかかる主張は採用できない。

(1) 霊肉祝福献金

ア 被告統一協会の信者らは、平成14年2月、原告に対し、「夫婦は二人合わせて初めて健全な家庭といえます。亡くなったご主人のためにも、ご主人(「霊」)と生きているあなた(「肉」)の二人が祝福を受ける必要があります。祝福を受け、協助すれば、霊肉祝福のおかげでご主人も地上界のあなたのところに来て一つになることができ、お子さんたちも復帰することができますが、そうしなければ、亡くなったご主人を近くに感じることはずっとできませんし、ご長男やお孫さんにもどんな災難が降りかかるかわかりません。あなたは再臨のメシアと出会っているのですし、霊肉祝

福のことを知っているのに霊肉祝福を受けないと、亡くなったときに、ご主人や先祖の方々にも非難されますよ。」「霊肉祝福を受けるためには、一人70万円、二人分140万円の献金をしなければいけません。」などと長時間にわたって述べ、原告の不安をあおった（甲B47〔12〕、原告本人〔11〕、弁論の全趣旨）。

また、原告は、霊肉界祝福の講義を受け、独身祝福者修練会に参加し、霊肉界祝福を受け、その日から40日間にわたって祝福家庭修練会を受けた後、霊肉界祝福・家庭出発修練会を通して亡くなった霊人が地上に再臨し、三日行事を行って家庭出発をするようになり、亡くなった夫と地上で共に夫婦生活を始めることができることを教えられ、また、聖酒式、祝福式、真のご父母様の祝祷、40日聖別期間等の祝福行事を教えられた（甲B19, 21）。

原告は、同月7日、韓国で開催された国際合同祝福結婚式（世界文化体育大典）に、白い式服を着て、^Eの白い式服を手にとって参加した（甲B17の1, 18の1及び2, 22の1）。

その後、原告は、同月23日、霊肉祝福献金名下に、70万円の二人分の合計140万円を被告統一協会に交付した（甲B47〔13〕、弁論の全趣旨）。

イ これに対し、被告らは、原告は上記金額を自らの意思で献金したものである旨主張するが、原告において、何らの害悪も告知されることなく、自ら進んで韓国で開催された国際合同祝福結婚式に参加すること自体考え難く、献金額も少なくないことを考慮すると、被告らのかかる主張は採用できない。

(2) 平成11年分の献金

ア 原告は、平成11年2月26日に100万円、同年4月5日に280万円、同月15日に140万円、同年6月7日に100万円、同年7月11

日に50万円をそれぞれ被告統一協会に交付した(甲B47〔15, 16〕, 甲B50〔4〕)。

イ なお、原告は、同年3月30日に1200万円、同年4月15日に300万円、同月28日に100万円、同年6月7日に200万円、同月25日に600万円、同年7月30日に180万円をそれぞれ被告統一協会に交付した旨主張し、これに沿う供述をする(甲B47〔16〕)。

しかし、後記(3)アのとおり、原告が1冊目の聖本の交付を受けたのは翌平成12年9月21日である(かかる事実は当事者間に争いがない。)ところ、聖本が3000万円の献金に対して1冊ずつ交付されるものであること及び聖本の交付が平成11年から始まったこと(弁論の全趣旨)に照らすと、仮に原告の主張する上記各日時に上記各金額の献金があったとすれば、原告は平成11年7月30日に1冊目の聖本の交付を受けたこととなり、原告の主張は上記の事実と矛盾することとなる。また、平成11年以降の献金について、その献金額の特定方法は、[REDACTED]支店に有する原告の普通預金及び定期預金口座の出金経過並びに[REDACTED]
[REDACTED]支店において原告の管理する^G[REDACTED]、^H[REDACTED]、^F[REDACTED]及び[REDACTED]名義の各定期預金口座の出金経過に基づき、その中から事業資金等の使途が明確な分を除外し、その残額を献金と確定するというものであり(原告本人〔15, 16〕)、その特定方法としては必ずしも十分なものとは言い難い。さらに、原告の献金額に関する主張は度々変遷している上、その供述もあいまいである。加えて、被告らは当初から一貫して献金額について逐一認否をしており、これは竹の塚教会の信者の記したメモに基づくものと推測できるから、献金額についての被告らの主張には一定の信用性が認められるものと考えられる。

したがって、原告の上記献金額に関する供述部分は採用できず、他にこれを認めるに足りる証拠は存在しないから、上記の献金の事実を認めるこ

とはできない。

(13) 平成12年分の献金

ア 原告は、平成12年4月3日に300万円、同年7月21日に140万円、同年9月21日に2000万円、同年11月21日に40万円、同年12月13日に300万円をそれぞれ被告統一協会に交付した(甲B23, 25, 47〔18〕, 50〔3〕, 58, 原告本人〔27, 28〕)。

原告は、同年9月21日に2000万円を献金した際、被告^D、^M、[■]及び[■]教区長らの出席の下、竹の塚教会において、「[■]家献金式及び聖本伝授式」が行われ、原告は、2000万円の献金と引き換えに1冊目の聖本の交付を受けた(甲B24の2ないし5)。

イ なお、原告は、同年2月4日に500万円、同年11月21日に640万円をそれぞれ被告統一協会に交付した旨主張し、これに沿う供述をするが(甲B47〔18, 19〕)、献金額の特定方法が十分なものとは言いがたく、原告の主張及び供述があいまいであること及び被告らの主張には一定の信用性が認められることは上記(12)イのとおりであるから、原告の上記献金額に関する供述部分は採用できず、他にこれを認めるに足りる証拠は存在しないから、上記の献金の事実を認めることはできない。

(14) 平成13年分の献金

ア 原告は、平成13年1月14日に13万円、同月21日に50万円、同月25日に250万円、同年2月27日に40万円、同年6月5日に170万円、同年8月9日300万円、同年12月20日に1200万円、同月25日に2800万円をそれぞれ被告統一協会に交付した。なお、被告^A [■]は、同年7月30日、竹の塚教域長兼教会長に就任した(弁論の全趣旨)。

原告が同年12月20日及び25日に合計4000万円の献金を行ったため、同月26日、竹の塚教会において、「[■]家[■]家先祖及び氏族解

怨祈願礼式」が行われ、被告^A、^D、被告^D及び^Cが出席した（甲B27）。

イ なお、原告は、同年1月25日に350万円、同年2月7日に200万円、同月21日に2000万円をそれぞれ被告統一協会に交付した旨主張し、これに沿う供述をするが（甲B47〔19, 20〕）、平成13年12月4日に2冊目の聖本を受け取っていること（甲B26の1及び2、甲B47〔28〕）、前記(2)イのとおり、献金額の特定方法が十分なものとは言い難く、原告の主張及び供述があいまいであること及び被告らの主張には一定の信用性が認められることに照らし、原告の上記献金額に関する供述部分は採用できず、他にこれを認めるに足りる証拠は存在しないから、上記の献金の事実を認めることはできない。

(15) 平成14年分の献金

ア 原告は、平成14年1月29日、1300万円を被告統一協会に交付した（甲B29, 47〔22〕, 50〔3〕, 60）。

なお、原告は、同月9日に500万円を被告統一協会に交付した旨主張し、これに沿う供述をするが（甲B47〔21〕）、献金額の特定方法が十分なものとは言い難く、原告の主張及び供述があいまいであること及び被告らの主張には一定の信用性が認められることは前記(2)イのとおりであるから、原告の上記献金額に関する供述部分は採用できず、他にこれを認めるに足りる証拠は存在しないから、上記の献金の事実を認めることはできない。

イ(ア) 被告^C及び被告^Dは、同年3月26日、面接を行うとして、原告を竹の塚教会に呼び出した。

被告^Dは、原告に対し、「すごく偉い先生なんですよ。」、「霊的な方なんですよ。」などと言って、被告^Cを紹介した。被告^Cは、原告に対し、「今先祖が願っていることは、この時に天に貢献することで

ある。」「今あなたが決意しないと、あなたの先祖は永遠に暗い地獄で苦しみ、あなたの長男や孫にどんな災厄が降りかかるか分からない。」「天一国の主人として、あなたからしなければならぬ。」などと長時間にわたって述べて、原告の不安をあおった（甲B29, 47〔22〕, 原告本人〔14, 34〕）。

その後、被告^Cは、「神様にお祈りしてきます。」と言って、いったん退室し、戻ってきてから、原告に対し、「神様は3000万円だと言われています。」と述べて献金を迫り、不安に思った原告をして、3000万円の献金を決意させた（原告本人〔13〕, 弁論の全趣旨）。

被告^Dは、同月29日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に3000万円を被告統一協会に交付させた（甲B47〔22〕, 51, 54〔6〕, 61の1及び2）。

(イ) これに対し、被告^D及び被告^Cは、原告の長男や孫にどんな災厄が降りかかるか分からないなどという話はしておらず、同月26日の面接は、被告^Cが原告の四柱推命を行うために設定したところ、原告が一方的に^Eやその家族の他界の経緯等を話し始めたので四柱推命は行わず、原告が自ら3000万円の献金を申し出たものである旨供述する（乙口3〔6〕, 4〔2〕, 被告^D本人〔3, 4〕, 被告^C本人〔1, 2〕）。

しかし、被告^D及び被告^Cの供述によれば、被告^Cは、四柱推命の鑑定を依頼されて原告との面接を行ったにもかかわらず、その鑑定結果を原告に伝えることなく、原告から一方的に話を聞き、その後は献金の話になっていったというのであるが、一方的に話をしていたにすぎない原告において、何らの害悪も告知されることなく、自ら進んで3000万円という多額の金員の献金を申し出ること自体考え難い。また、被告^Dの書いた原告名義の証し文（甲B29）には、「とても一人で

受け止める事のできる内容ではありませんでした。質献するといっても、私には、もうまとまった物はありませんでした。」との記載があり、原告が自ら3000万円の献金を申し出たことと矛盾する内容になっている。

したがって、被告^D及び被告^Cの上記供述部分は採用できない。
ウ(ア) 被告^C及び被告^Dは、同年5月25日、面接を行うとして、原告を竹の塚教会に呼び出した。

被告^Cは、原告に対し、「今お父様（文鮮明）が給油のために北海道に降り立っています。日本の国が母の国として勝利した日本になるために献金が必要です。勝利できなければ、日本の国は滅び、^C家に未来はありません。」などと長時間にわたって述べて、原告の不安をあおった（甲B30, 47〔22〕, 原告本人〔36〕）。

その後、被告^Cは、「神様にお祈りしてきます。」と言って、いったん退室し、戻ってきてから、原告に対し、「神様は5000万円と言われています。」と述べて献金を迫り、不安に思った原告をして、5000万円の献金を決意させた（甲B30, 47〔22〕, 原告本人〔13, 36〕, 弁論の全趣旨）。

被告^Dは、同月27日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に5000万円を被告統一協会に交付させた（甲B47〔22〕, 51, 54〔8〕）。

(イ) これに対し、被告^D及び被告^Cは、原告は最初から献金することを決意していたのであり、長時間にわたって献金をするように話したことはなく、同月25日の面接は^Fの四柱推命の鑑定のために設定したものであり、精誠条件を積まれたらどうかと言ったところ、原告が自ら5000万円の献金を申し出たものである旨供述する（乙ロ3〔7, 8〕, 4〔4, 5〕, 被告^D本人〔6, 6〕, 被告^C本人〔5ないし7, 7〕）。

25))。

しかし、原告の作成した手紙（甲B30）には、「その日私は二千の献金を決意しておりました。」「家系図を開き分別してくださる先生の口から5千という呈示がありました」との記載があり、原告が自ら5000万円の献金を申し出たことと矛盾する内容になっている。また、被告^D及び被告^Cの供述によれば、被告^Cは^Fの四柱推命の鑑定を依頼されたにすぎないというのであるから、かかる四柱推命の鑑定のほかに、被告^Cにおいて精誠条件を奨励したということはいささか不自然である。さらに、2000万円の献金を決意していたにすぎない原告において、何らの害悪も告知されることなく、自ら進んで5000万円という多額の金員の献金を申し出ること自体考え難い。

したがって、被告^D及び被告^Cの上記供述部分は採用できない。

エ 原告は、同年7月14日、被告^Dの指示で、埼玉スーパーアリーナで行われた文鮮明の三男である顕進の大会に出席し、「平和のための種にならなければならない。」「主人になりなさい。いつまでも人に言われてするのではなく、自分からしなければ主人にはなれない。」などの話を聞いた（甲B30、弁論の全趣旨）。

被告^A、被告^D及び被告^Cは、同月16日、レストランで食事をしようとして原告を誘った。被告^Aは、原告に対し、「献金は人に言われてするものではなく、自分で進んでやるものです。」などと述べたため、原告は、被告^Aに対し、自ら献金をする旨申し出た（乙イ8〔6〕、被告^A〔17〕、原告本人〔32〕、弁論の全趣旨）。

原告は、同月19日、3000万円を被告統一協会に交付した（甲B47〔23〕、51、55〔17〕）。

オ(ア) 被告^C及び被告^Dは、同年8月27日、面接を行うとして、原告を竹の塚教会に呼び出した。

C
被告^Cは、原告に対し、原告の家系図を見せて、家族や先祖の因縁の話をしながら、「真のお母様（文鮮明の妻）の還暦に向けて、今の運勢に乗って越えていかなければならない。」「今この峠を越えてほしいとお母様が願っているから越えらると思います。」などと約6時間にわたって述べた（甲B47〔23〕、原告本人〔37〕）。

C
その後、被告^Cは、「いくら必要かは、あなたのご主人に、あなたに教えて下さいと伝えています。」と述べ、いったん退室し、戻ってきてから、原告に対し、「あなたのご主人は7000万円だと言っています。」と述べて献金を迫り、原告をして、7000万円の献金を決意させた（甲B47〔23〕、原告本人〔37〕、弁論の全趣旨）。

D
被告^Dは、同月30日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に7000万円を被告統一協会に交付させた（甲B46、47〔23〕、61、64〔8〕、62）。

C
(イ) これに対し、被告^D及び被告^Cは、同月27日の面接は、原告の慰労として原告の話を聞くために設定したものであり、原告が自ら7000万円の献金を申し出たものである旨供述する（乙ロ3〔9、10〕、4〔6、7〕、被告^D本人〔7、8〕、被告^C本人〔7、8〕）が、原告において、何らの害悪も告知されることなく、自ら進んで原告の行った献金中で最も高額な7000万円もの金員を献金すること自体考え難く、被告^D及び被告^Cの上記供述部部は採用できない。

D
カ(ア) 被告^Dは、平成14年9月20日ころ、原告の母親が手術を予定していることを聞き、原告を竹の塚教会に呼び出した。

D
被告^Dは、原告に対し、「33の摂理というのがあります。お母さんの手術が成功し、^D家が衰退しないためにも、実家の^C家と^D家の分それぞれ33万円ずつを天に捧げる必要がある。」などと述べて

献金を迫り、不安を抱いた原告をして、66万円の献金を決意させた。

被告^Dは、同日、竹ノ塚駅まで赴き、原告をして、献金名下に66万円を被告統一協会に交付させた（甲B47〔24〕、原告本人〔37, 38〕）。

(イ) これに対し、被告^Dは、66万円の献金は母の分も含めて原告自ら申し出たものである旨供述するが（乙ロ3〔10〕、被告^D〔8, 9〕）、原告において、何らの害悪も告知されることなく、自己の分に加えて母の分まで自ら進んで申し出て献金すること自体考え難く、被告^Dの上記供述部分は採用できない。

キ 原告は、同年12月28日、50万円を被告統一協会に交付した（甲B47〔24〕）。

(16) 平成15年分の献金

ア(ア) 被告^A及び被告^Dは、平成15年1月初旬ころ、竹の塚教会に来た信者ら（原告を含む。）に対し、真のお母様の還暦祝いとして60万円を献金するようと呼び掛け、これにより原告は60万円の献金を決意した（甲B47〔24〕、65）。

その後、被告^Aは、原告に対し、「あなたは選ばれて韓国に行く立場の人ですから、この数倍の献金をするとよい。」と述べて献金を迫ったため、原告は、被告^Dに対し、5倍の300万円を献金すると言明した。これを聞いた被告^Aは、原告を竹の塚教会に呼び出した（甲B47〔24〕、65、被告^A本人〔11〕）。

被告^Aは、原告に対し、「私のところにあなたのだんなさんが来て話をしたんですよ。」と述べ、また、被告^Dは、原告に対し、「^A教域長のところにあなたのだんなさんが来て話をしたと言っていました。それをあなたに伝えてほしいということです。」と述べて黙示的に献金を要求し、その結果、300万円の献金では足りないと考えた原告

は、600万円の献金を決意した。

被告^Dは、同月9日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に600万円を被告統一協会に交付させた（甲B47〔24〕、原告本人〔39〕）。

(イ) これに対し、被告^Dは、原告は直接韓国に行く立場でもある自覚から、足りなくて申し訳ないと言いながら、自らの意思で献金した旨供述する（乙ロ3〔11, 12〕、被告^D本人〔26, 27〕）。

しかし、文鮮明の妻の還暦祝いとして元々60万円を献金するようと呼び掛けられ、60万円の献金を決意していた原告において、何らの害悪も告知されることなく、自ら進んで60万円の10倍にあたる600万円という多額の金員を献金すること自体考え難い。また、平成15年1月は文鮮明の妻の還暦行事の直前期として、被告統一協会では各教域に対して一人当たり60万円の献金をするように指示が出ており（甲B65）、被告^Dにおいても、かかる指示の下、原告に対して強く献金要求を行っていたと推認できる。

したがって、被告^Dの上記供述部分は採用できない。

イ(ア) 被告統一協会の信者である^Mは、同年5月ころ、原告の長女である^Gが、夫と共に経営する^M販売店をもう1店舗開店することを聞き、原告を竹の塚教会に呼び出した。

^Mは、原告に対し、「このままでは、娘の出店はうまくいきませんよ。天に捧げれば娘さんの出店も順調にいきますよ。」などと述べて、不安を抱いた原告をして、300万円の献金を決意させた。

^Mは、同月30日、原告宅に赴き、原告をして、献金名下に300万円を被告統一協会に交付させた（甲B47〔26〕）。

(イ) これに対し、被告^Dは、^Mが原告に対して上記のようなことを述べたことはない旨陳述するが（乙ロ3〔12〕）、原告において、何ら

の害悪も告知されることなく、自ら進んで300万円という多額の金員を献金すること自体考え難く、被告^Dの上記陳述部分は採用できない。

ウ 被告^Aは、同年6月下旬、竹の塚教会に礼拝に来ていた信者（原告を含む。）に対し、「信者がアメリカに宣教に行くことになった。宣教が勝利するため一人10万円が必要である。」などと申し向けた。

被告^Dは、同月28日、竹の塚のスーパーマーケット「^D」に赴き、原告をして、献金名下に10万円を被告統一協会に交付させた（甲B44, 46, 47〔25〕）。

(17) 10分の1献金

^Mは、平成12年10月ころ、原告に対し、「収入の10分の1を毎月献金しなければならない。」と述べて、原告をして、同年11月から平成13年12月まで毎月12万円、平成14年1月から平成15年6月まで毎月10万円、合計348万円を10分の1献金名下に被告統一協会に交付させた（甲B47〔25〕、原告本人〔26〕）。

(18) 絵画の購入

ア ^Mは、平成12年10月13日、原告を恵比寿コリアンアート展に連れて行き、販売員として付き添った被告統一協会の信者と共に、原告に対し、「これは天の物で、あなたはこれを購入して貢献する必要があります。」などと長時間にわたって述べた。

その結果、原告は絵画1点を115万5000円で購入した（甲B33, 47〔26〕、乙イ2、原告本人〔40〕）。

イ 被告^Dは、平成14年10月8日、原告に電話をかけて、「今、新宿の絵画展にいるが、^A教域長が、^Dさんが願う健康、仕事、家庭円満にぴったりの絵を探してくれました。これを購入すれば、天に貢献することができ、あなたの願いもかないます。」などと告げた。

その結果、原告は絵画1点を81万9000円で購入した（甲B34,

47〔26〕, 乙イ3)。

(19) 印鑑の購入

被告^Dは、原告から、^Fが仕事を変えるため、^Fの妻の^Fも仕事の手伝いをするので、^Fの実印を作ってあげたい旨言われたため、平成13年6月30日、原告を印鑑販売店である顯心堂に連れて行った。

被告^Dは、原告に対し、「これを購入すれば家庭円満、健康を得られる。」などと述べた。

その結果、原告は、顯心堂から印鑑3本1組(49万6000円)及び印鑑1本(4万6000円)を合計54万2000円で購入した(甲B35の1及び2, 甲B36, 37, 47〔26, 27〕, 原告本人〔41, 42〕, 弁論の全趣旨)。

(20) ペンダント等の購入

ア ^Mは、平成13年7月22日、原告を宝石の展示会に連れて行き、被告^D及び宝石アドバイザーと称する被告統一協会の信者と共に、原告に対し、「天のものだから購入するといいですよ。」などと長時間にわたって述べた。

その結果、原告は、株式会社ケイヨーネクストから、「真の家庭」ペンダント、リング及びパールイヤリングの3点セットを223万2300円で購入した(甲B8, 38ないし40(各枝番を含む。), 47〔27〕, 乙イ4)。

イ 原告は、平成14年12月21日、知人と共に宝石の展示会に赴いた。

原告は、株式会社ケイヨーネクストから、指輪1点を39万9000円で購入した(甲B41の1及び2, 甲B42, 47〔27, 28〕, 乙イ5)。

(21) 高麗人参茶の購入

被告統一協会の信者は、平成4年ころ、原告を被告統一協会が主催する高

麗人參茶の販売会に連れて行った。この時、被告統一協会の信者は、原告に対し、「この高麗人參茶を飲めば、いろいろな病気が治ります。」「体に良い、天のものですから。」などと述べた（原告本人〔42〕、弁論の全趣旨）。

その結果、原告は、1ケース当たり12個入りの高麗人參茶2ケースを192万円（高麗人參茶1個当たり8万円）で購入した（甲B48）。

2 争点(1)（被告統一協会の信者らによる原告に対する献金及び商品購入の勧誘行為の違法性の有無）について

(1) 判断基準

一般に、特定の宗教の信者が、当該宗教の教義を広め、さらには当該宗教の布教活動に伴って献金等一定の金員の出えんを勧誘することは、その方法が法の許容するものである限り、信教の自由に由来する宗教活動の一環として当然許容されるべきものであり、これにより法律上の責任を生じることはない。

しかしながら、献金や物品購入を勧誘する行為が、相手方に害悪を告知したり、心理的な圧力を加えるなどして、殊更に相手方の不安、恐怖心等をおおるなど、相手方の自由な意思決定に制限を加えるような不相当な方法でされ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で過大な献金がされたと認められるような場合には、当該勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として、違法と評価されるものといわざるを得ない。

そこで、以下、前記1で認定した事実経過を前提に各献金ごとに検討する。

(2) 第1回目の献金（前記1(3)）

B

前記1(2)、(3)のとおり、被告■■■■は、突然原告宅に赴き、原告から■■■■家の後継ぎとなるべき人の亡くなった年齢が約10年ごとに早まっていることを聞き出し、このことについて原告が不安を抱いていることに乗じて、自らが被告統一協会との関係があることを秘したまま、「富士の会」に誘い出し、

I
その後はI先生と共に、家系図を用いながら先祖の因縁の話を持ち出し、
■家が絶家とならないようにするためには家系のことを勉強する必要がある
などとして、セイントベースに誘い出し、先祖因縁等の教えを植え付けて
いった。

I
そして、平成3年5月初めころに、I先生において、原告からあらかじめ
預金額を聞き出し、同年8月に自らの団体が被告統一協会であることを初
めて告げた上、J先生において、原告が■家の先駆けとして徳を積まな
ければ、財の因縁により■家は家系が絶えてしまうとして原告の不安をあ
おって1000万円の貸付を迫り、不安に陥った原告をして、同月12日こ
ろに1000万円を貸し付けさせた。

B J
その後、平成4年初めころ、被告■及び■先生において、上記貸付の
うち未弁済の600万円を献金しなければ、因縁によりFやその子にどん
な災難が降りかかるか分からないなどとして原告の不安をあおって600万
円の献金を迫り、不安に陥った原告をして600万円を被告統一協会に献金
させた。

これらの一連の貸付要求行為及び献金勧誘行為は、被告統一協会であるこ
とを秘して原告に近づき、先祖因縁等の教えを植え付けた原告に対し、具体
的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、1000万円
を貸し付けさせた上で、最終的には600万円という過大な献金に振り替え
させたものと認められるから、第1回目の貸付要求行為及び献金勧誘行為は、
社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきであり、1000万円
の貸付の時点で既に後に献金に振り替えられた600万円相当の損害が発生
したものと認めるのが相当である。

(3) 第2回目の献金（前記1(5)）

K
前記1(4)、(5)のとおり、■先生は、土地の因縁の話を持ち出して、土地
を清めるために貸付を行わなければ、財の因縁によりFの■店の営業は

うまくいかないとして原告の不安をあおって5000万円の貸付を迫り、不安に陥った原告をして、平成6年6月1日に5000万円を貸し付けさせた。

その後、平成7年8月ころ、^上■■■■において、財の因縁の話を持ち出し、献金をしなければ、財の因縁により■■■■家はどんどん衰退していくなどとして原告の不安をあおって5700万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、同月4日に上記貸付の5000万円を被告統一協会に対する献金に振り替えさせるとともに、同月9日に700万円を被告統一協会に献金させた。

これらの一連の貸付要求行為及び献金勧誘行為は、先祖因縁等の教えを植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、最終的には5700万円という著しく過大な献金をさせたものと認められるから、第2回目の貸付要求行為及び献金勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきであり、5000万円の貸付の時点で既に後に献金に振り替えられた5000万円相当の損害が発生したものと認めるのが相当である。

(4) ペンダント等の購入（前記1(6)）

前記1(6)のとおり、原告は、平成8年12月14日に「聖麗」ペンダント、イヤリング、リングの3点セットを購入しているが、これらの購入の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情はうかがえず、かかる物品購入勧誘行為を違法と評価することはできない。

(5) 清平聖殿献金（前記1(7)）

前記1(7)のとおり、原告は、平成9年3月4日に清平聖殿献金として320万円を被告統一協会に交付しているが、これは原告自ら献金を申し出たものであり、かかる献金の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情はうかがえず、かかる献金勧誘行為を違法と評価することはできない。

(6) 独身祝福献金（前記1(8)）

前記1(8)のとおり、^レは、独身祝福の意義や価値について講義した上、祝福を受けなければ、地獄に行くこととなりますなどとして原告の不安をあおって70万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成9年6月26日、70万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、独身祝福の意義や価値を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、70万円という少額でない金員を献金させたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

(7) 総生畜献金（前記1(9)）

前記1(9)のとおり、被告統一協会の信者は、総生畜献金の話を持ち出し、献金をしなければ、地獄に行くこととなりますなどとして原告の不安をあおって420万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成10年2月1日に160万円、同月24日に40万円、同年3月29日に200万円、同年5月12日に20万円の合計420万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、420万円という過大な献金をさせたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

(8) 先祖解怨献金（前記1(10)）

前記1(10)のとおり、被告統一協会の^レ教域長が、先祖解怨の話を持ち出し、竹の塚教会に礼拝に来た信者らに対し、献金しなければ、地獄に行った先祖を解放することができず、先祖を解放することで地上にいる者も救われるなどとして原告の不安をあおり、被告統一協会の信者において、280万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成10年7月31日に140万円、同年11月25日に140万円の合計280万円を被告統一協会に献金さ

せ、その後も先祖の因縁をはらい、先祖を救うためなどとして、被告統一協会の信者において、69万3000円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成14年3月13日に69万3000円を被告統一協会に献金させた。

これらの献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、合計349万3000円という過大な献金をさせたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

(9) 霊肉祝福献金（前記1(1)）

前記1(1)のとおり、被告統一協会の信者らは、霊肉祝福の話を持ち出し、献金をしなければ、亡くなった^Eを近くに感じることができず、^Fやその子にどんな災難が降りかかるか分からないなどとして原告の不安をあおって140万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成11年2月28日に140万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、140万円という過大な献金をさせたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

(10) 平成11年分の献金（前記1(12)）

前記1(12)のとおり、原告は、平成11年2月26日に100万円、同年4月5日に280万円、同月15日に140万円、同年6月7日に100万円、同年7月11日に50万円をそれぞれ被告統一協会に交付したが、これらの献金についてはその出えんの具体的な経緯が明らかではなく、これらの献金の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情がうかがえる証拠はない。

したがって、これらの出えんを違法と評価することはできない。

(11) 平成12年分の献金（前記1(13)）

前記1(13)のとおり、原告は、平成12年4月3日に300万円、同年7月21日に140万円、同年9月21日に2000万円、同年11月21日に40万円、同年12月13日に300万円をそれぞれ被告統一協会に交付したが、これらの献金についてはその出えんの具体的な経緯が明らかではなく、これらの献金の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情がうかがえる証拠はない。

したがって、これらの出えんを違法と評価することはできない。

(12) 平成13年分の献金（前記1(14)）

前記1(14)のとおり、原告は、平成13年1月14日に13万円、同月21日に50万円、同月25日に250万円、同年2月27日に40万円、同年6月5日に170万円、同年8月9日300万円、同年12月20日に1200万円、同月25日に2800万円をそれぞれ被告統一協会に交付したが、これらの献金についてはその出えんの具体的な経緯が明らかではなく、これらの献金の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情がうかがえる証拠はない。

したがって、これらの出えんを違法と評価することはできない。

(13) 平成14年分の献金（前記1(15)）

ア 前記1(15)アのとおり、原告は、平成14年1月29日、1300万円を被告統一協会に交付したが、かかる献金についてはその出えんの具体的な経緯が明らかではなく、献金の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情がうかがえる証拠はない。

したがって、かかる出えんを違法と評価することはできない。

イ 前記1(15)イのとおり、被告^D及び被告^Cは、献金をしなければ、^F
■やその子にどんな災厄が降りかかるか分からないなどとして原告の不安

をあおって3000万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成14年3月29日に3000万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、3000万円という著しく過大な献金をさせたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

ウ 前記1(ロ)ウのとおり、被告^D及び被告^Cは、献金をしなければ、日本の国は滅び、^D家に未来はありませんなどとして原告の不安をあおって5000万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成14年5月27日に5000万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、5000万円という著しく過大な献金をさせたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

エ 前記1(ロ)エのとおり、被告^A、被告^D及び^Bは、埼玉スーパーアリーナで行われた文鮮明の三男である顕進の大会に出席し、献金を自分からしなければ主人にはなれないと言われていた原告に対し、献金は人に言われてするものではなく、自分で進んでやるものですなどと述べ、献金は自分で進んでやらなければ意味がないとの心理的圧力を加えて、不安に陥った原告をして、平成14年7月19日に3000万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付け、財には一番強く因縁がついて回るので、その因縁をはらうためには献金をする必要があると信じ込ませた原告に対し、自ら進んで献金をしなければ因縁をはらう効果がないとの心理的な圧力を加えて、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、3000万円という著しく過大な献金をさせたものと認められるか

ら、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

オ 前記1(16)オのとおり、被告^D及び被告^Cは、原告の家系図を用いて、家族や先祖の因縁の話を持ち出し、原告の不安をあおって7000万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成14年8月30日に7000万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、7000万円という著しく過大な献金をさせたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

カ 前記1(16)カのとおり、被告^Dは、原告の母親が手術を予定していることに乗じて、33の摂理の話を持ち出し、母親の手術が成功し、^D家が衰退しないためにも献金が必要であるとして原告の不安をあおって66万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成14年9月20日ころに66万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、66万円という少額ではない金員を献金させたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

キ 前記1(16)キのとおり、原告は、同年12月28日、50万円を被告統一協会に交付したが、かかる献金についてはその出えんの具体的な経緯が明らかではなく、献金の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情がうかがえる証拠はない。

したがって、かかる出えんを違法と評価することはできない。

(14) 平成15年分の献金（前記1(16)）

ア 前記1(16)アのとおり、被告^A及び被告^Dは、真のお母様の還暦祝い

として60万円を献金するように呼び掛けた上、原告は選ばれて韓国に行く立場の人であるとして、原告に対しては本来の献金額の数倍の献金を要求し、原告において300万円の献金を決意すると、今度は^Fが来て話をしたなどと述べて更なる献金の上乗せを迫り、不安に陥った原告をして、平成15年1月9日に600万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、上記(13)エで説示したと同様に、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、心理的な圧力を加えて、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、600万円という過大な献金をさせたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

イ 前記1(16)イのとおり、^Mは、献金をしなければ、^Gの^G販売店の出店がうまくいかなくなるなどとして原告の不安をあおって300万円の献金を迫り、不安に陥った原告をして、平成15年5月30日に300万円を被告統一協会に献金させた。

かかる献金勧誘行為は、被告統一協会の教義を植え付けた原告に対し、具体的な害悪を告知して、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおり、300万円という過大な献金をさせたものと認められるから、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為というべきである。

ウ 前記1(16)ウのとおり、原告は、平成15年6月28日に10万円を被告統一協会に献金しているが、かかる献金の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情はうかがえず、かかる献金勧誘行為を違法と評価することはできない。

(15) 10分の1献金（前記1(17)）

前記1(17)のとおり、^Mは、平成12年10月ころ、原告に対して10分の1献金を奨励し、これにより原告は平成15年6月までに合計348万円を被告統一協会に献金しているが、かかる献金の際に、具体的な害悪を告知

したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情はうかがえず、その献金額も少額であることに照らすと、かかる献金勧誘行為を違法と評価することはできない。

(16) 絵画の購入（前記1(18)）

前記1(18)のとおり、原告は、平成12年10月13日及び平成14年10月8日に絵画1点をそれぞれ購入しているが、これらの購入の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情はうかがえず、これらの物品購入勧誘行為を違法と評価することはできない。

(17) 印鑑の購入（前記1(19)）

前記1(19)のとおり、原告は、平成13年6月30日に印鑑3本1組及び印鑑1本を購入しているが、これらの購入の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情はうかがえず、かかる物品購入勧誘行為を違法と評価することはできない。

(18) ペンダント等の購入（前記1(20)）

前記1(20)のとおり、原告は、平成13年7月22日に「真の家庭」ペンダント、リング及びパールイヤリングの3点セットを購入し、平成14年12月21日に指輪1点を購入しているが、これらの購入の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情はうかがえず、これらの物品購入勧誘行為を違法と評価することはできない。

(19) 高麗人参茶の購入（前記1(21)）

前記1(21)のとおり、原告は、平成4年ころに高麗人参茶を購入しているが、これらの購入の際に、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に原告の不安、恐怖心等をあおったような事情はうかがえず、か

かる物品購入勧誘行為を違法と評価することはできない。

(20) 被告個人ら4名の責任

ア 被告^B

被告^Bは、前記(2)の第1回目の献金に直接関与しており、かかる違法な献金勧誘行為について民法709条に基づく不法行為責任を負うものと認められるが、これ以外の他の違法な献金勧誘行為については、被告^Bにおいて具体的に関与した事実は認められず、その責任を負わないと解するのが相当である。

イ 被告^A

(ア) 被告^Aは、前記1(4)アのとおり、平成13年7月30日以降、竹の塚教域長兼教会長に就任したものであり、同日以降は竹の塚教域の責任者として教域内の各組織の活動を統括し、被告統一協会の信者らに対する献金勧誘活動を具体的に指示し(甲B65)、各信者の献金額を経理担当者にまとめさせて具体的に把握した上、信者の献金式に参列していた(甲B26ないし28(各枝番を含む。))、被告^A本人(37ないし39))。

とすると、被告^Aは、竹の塚教域の責任者として被告統一協会の信者らによる献金勧誘活動を統括していたものと認められるから、平成13年7月30日以降の原告に対する違法な献金勧誘行為(具体的には前記(3)の平成14年分の献金1億8066万円及び前記(4)の平成15年分の献金900万円)について民法709条に基づく不法行為責任を負うものと解するのが相当である。

(イ) これに対し、被告^Aは、教域別献金達成率一覧表(甲B65)に担当者として被告^Aの名前が載っているが、これは竹の塚の代表として載っているだけで、被告^Aが献金集めの担当者ということではない旨を供述する(被告^A本人(8ないし13))。

しかし、同一覧表は被告統一協会の第1リージョン事務局において作成され、事務局から各教域に交付されているものであり（被告^A本人〔9, 30〕）、同一覧表には、事務連絡として、「ワースト10の牧会者は翌日の朝10時にR責任者に電話報告をして下さい。時間厳守でお願いします。」「明日どんなことがあっても天の命令を守れるようにして下さい。」「明日は夜12:00まで斗っていきますので現場においても区域長、教域長、教会長はKYK内においてKYKを中心として連絡体制をしっかりとって、明日1日最高の実績を天の前にお捧げ致しましょう！！」などの記載があるところ、このように被告統一協会が正規に作成した文書において、被告統一協会の職員である被告^Aの名前が担当者として記載され、担当者（責任者）あての事務連絡が記載されていることなどに照らすと、同一覧表における被告^Aの名前が竹の塚の代表として載っているだけにすぎないというのは不自然である。

したがって、被告^Aの上記供述部分は採用できない。

ウ 被告^C

被告^Cは、前記(3)イ、ウ、オの平成14年分の献金に直接関与しており、かかる違法な献金勧誘行為について民法709条に基づく不法行為責任を負うものと認められるが、これ以外の他の違法な献金勧誘行為については、被告^Cにおいて具体的に関与した事実は認められず、その責任を負わないと解するのが相当である。

エ 被告^D

被告^Dは、前記(3)イないしカの平成14年分の献金及び前記(4)アの平成15年分の献金に直接関与しており、かかる違法な献金勧誘行為について民法709条に基づく不法行為責任を負うものと認められるが、これ以外の他の違法な献金勧誘行為については、被告^Dにおいて具体的に関与した事実は認められず、その責任を負わないと解するのが相当である。

3 争点(2) (被告統一協会の責任の有無) について

(1) 被告統一協会の不法行為責任 (民法709条)

原告は、被告統一協会の献金勧誘・物品販売システムは、それ自体が違法と評価されるべきであり、かかる違法なシステムに基づき組織的、計画的に行われた本件献金勧誘行為等は、被告統一協会自身の不法行為といえる旨主張する。

しかし、本献金勧誘行為等の個々の違法性は、上記2で述べたとおりであり、その他、本件に提出された全証拠によっても、被告統一協会が、本件当時、組織的、計画的に信者らをして違法な献金・物品購入の勧誘を行わせていて、原告に対する本件献金勧誘行為等がこのような違法なシステムに基づいて、組織的、計画的に行われたものであるとまで認定することはできない。

したがって、この点に関する原告の主張は理由がない。

(2) 被告統一協会の使用者責任 (民法715条)

ア 宗教団体は、信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に直接の雇用関係がなくても、当該信者に対して直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、当該加害行為が当該宗教法人の宗教活動等の事業の執行につきされたものと認められるときは、民法715条により使用者責任を負うと解するのが相当である。 ^A ^N ^L

イ この点、被告統一協会は、被告^A、^N及び^Lが所属していたブロック、地区は連絡協議会の組織であって、被告統一協会の組織ではなく、また、被告^A、^N及び^Lらが後に所属した信徒会も被告統一協会とは別個の組織であり、そこに何らの指揮監督関係もない旨主張する。

しかし、連絡協議会ないし信徒会も被告統一協会の信者を主要な構成員としており、連絡協議会ないし信徒会も被告統一協会への勧誘や被告統一協会の教義の伝道・教育等を目的としていること (乙イ16, 被告^B本人〔5, 13〕, 弁論の全趣旨), 被告統一協会のリージョン事務局にお

いて、教域別献金達成率一覧表が作成されていること（前記2(20)イ(イ)）、原告が献金を行った際、被告統一協会の教会が主催する献金式が行われていること（前記1(5)ア(ア)、(8)ア、(13)ア、(14)ア）、多額の献金を行った原告に対し、被告統一協会の本部から感謝状が贈られていること（甲B23、25）及び前記認定のとおり原告からの献金はすべて被告統一協会に交付されていることなどの事情を勘案すると、これらの信者組織の構成員である信者の活動に被告統一協会の指揮監督が及び得る関係にあると認めるのが相当である。

また、上記の事情からすれば、本件において、被告統一協会の信者らが原告に対してした献金勧誘行為は、被告統一協会の事業の執行につきされたものと認めるのが相当である。

したがって、被告統一協会は、被告統一協会の信者らが原告に対してした上記2の不法行為につき、民法715条の責任を負う。

4 争点(3)（損害額）について

原告が被告らの不法行為により被った損害は、以下のとおりである。

(1)ア	第1回目の献金（前記2(2)）	600万円
イ	第2回目の献金（前記2(3)）	5700万円
ウ	独身祝福献金（前記2(6)）	70万円
エ	総生畜献金（前記2(7)）	420万円
オ	先祖解怨献金（前記2(8)）	349万3000円
カ	霊肉祝福献金（前記2(9)）	140万円
キ	平成14年分の献金（前記2(13)）	1億8066万円
ク	平成15年分の献金（前記2(14)）	900万円
ケ	献金額合計	2億6245万3000円

ただし、前記認定のとおり、被告統一協会は全額、被告^Aは1億8966万円、被告^Dは1億8666万円、被告^Cは1億5000万円、

被告^Bは600万円の限度で、それぞれ賠償の責任を負うものである。

また、上記各損害に対する遅延損害金の起算日は、原告から被告統一協会に金員がそれぞれ交付された各日と認められ、前記のとおり、献金に先行して貸付が行われた場合には、貸付の日が遅延損害金の起算日と認められる。

(2) 慰謝料 100万円

前記2のとおり、被告統一協会の信者らによる原告に対する献金勧誘行為には、社会的相当性を逸脱する違法な行為であると評価されるべきものがあり、これにより、原告は、不安感を抱かせられたり、多額の献金を決意させられるなどの精神的苦痛を受けたものと認められるところ、これを金銭に評価すると100万円が相当である。

そして、被告統一協会は全額の賠償責任を負い、被告個人ら4名は、各人の不法行為への関与の度合いに応じて、被告^A及び被告^Bは80万円、被告^Cは60万円、被告^Bは10万円の限度で、それぞれ賠償の責任を負うと認めるのが相当である。

また、上記損害に対する遅延損害金の起算日は、一連の不法行為の後の日である訴状送達の日翌日からと認められる。

(3) 弁護士費用 2600万円

原告は本件の訴訟追行を弁護士に委任する必要があったと認められるところ、本件事案の内容等に照らすと、前記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は2600万円と認めるのが相当である。

そして、被告統一協会は全額の賠償責任を負い、被告個人ら4名は、各人の不法行為への関与の度合いに応じて、被告^A及び被告^Pは1800万円、被告^Cは1500万円、被告^Bは60万円の限度で、それぞれ賠償の責任を負うと認めるのが相当である。

また、上記損害に対する遅延損害金の起算日は、一連の不法行為の後の日

である訴状送達の日翌日から認められる。

第4 結論

以上の次第であるから、原告の被告統一協会に対する本訴請求は2億8945万3000円及び別紙遅延損害金起算日一覧表2の「1 被告世界基督教神霊統一協会」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、原告の被告^Aに対する本訴請求は、2億0846万円及び別紙遅延損害金起算日一覧表2の「2 被告^A」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、原告の被告^Dに対する本訴請求は、2億0546万円及び別紙遅延損害金起算日一覧表2の「3 被告^D」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、原告の被告^Cに対する本訴請求は、1億6560万円及び別紙遅延損害金起算日一覧表2の「4 被告^C」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、原告の被告^Bに対する本訴請求は、670万円及び別紙遅延損害金起算日一覧表2の「5 被告^B」の「金額」欄に記載の各金員に対する同表の「遅延損害金の起算日」欄に記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、それぞれ理由があるからこれらを認容し、その余の請求は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 橋 本 昌 純

裁判官 間 部 泰

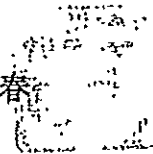
裁判官 川原田 貴 弘

これは正本である。

平成18年10月3日

東京地方裁判所民事第26部

裁判所書記官 水出 芳 春



1. 被告統一協会及び被告B

	請求の記載 (訴状請求の原因)	請求の内容	損害額	遅延損害金発生日
1)	第2項の3	献金(当初貸付金)名下の損害	6,000,000	平成3年8月9日
2)	第2項の4	献金名下の損害	60,000,000	平成5年6月1日
3)	第2項の5	献金名下の損害	7,000,000	平成7年8月9日
4)			21,000,000	平成8年10月28日
5)	第2項の6	ネックレス、イヤリングの代金名下の損害	1,751,000	平成8年12月14日
6)	第2項の7	献金名下の損害	3,200,000	平成9年3月4日
7)	第2項の8	献金名下の損害	700,000	平成9年6月24日
8)	第2項の9	総生蓄献金名下の損害	1,600,000	平成10年2月1日
9)			400,000	平成10年2月24日
10)			2,000,000	平成10年3月29日
11)			200,000	平成10年5月12日
12)	第2項の10	先損解懸献金名下の損害	1,400,000	平成10年7月31日
13)			1,400,000	平成10年11月25日
14)			693,000	平成14年3月13日
15)	第2項の11	蟹肉祝福献金の名下の損害	1,400,000	平成11年2月23日
16)	第2項の12(1)	献金名下の損害	1,000,000	平成11年2月26日
17)	第2項の12(2)	献金名下の損害	12,000,000	平成11年3月30日
18)	第2項の12(3)	献金名下の損害	2,800,000	平成11年4月5日
19)	第2項の12(4)	献金名下の損害	3,000,000	平成11年4月16日
20)	第2項の12(5)	献金名下の損害	1,000,000	平成11年4月28日
21)	第2項の12(6)	献金名下の損害	2,000,000	平成11年6月7日
22)	第2項の12(7)	献金名下の損害	6,000,000	平成11年8月25日
23)	第2項の12(8)	献金名下の損害	1,800,000	平成11年7月30日
24)	第2項の13(1)	献金名下の損害	5,000,000	平成12年2月4日
25)	第2項の13(2)	献金名下の損害	3,000,000	平成12年4月4日
26)	第2項の13(3)	献金名下の損害	1,400,000	平成12年7月21日
27)	第2項の13(4)	献金名下の損害	20,000,000	平成12年9月21日
28)	第2項の13(5)	献金名下の損害	8,400,000	平成12年11月21日
29)	第2項の13(6)	献金名下の損害	3,000,000	平成12年12月13日
30)	第2項の14(1)	献金名下の損害	130,000	平成13年1月14日
31)			600,000	平成13年1月21日
32)	第2項の14(2)	献金名下の損害	3,500,000	平成13年1月26日
33)	第2項の14(3)	献金名下の損害	2,000,000	平成13年2月7日
34)	第2項の14(4)	献金名下の損害	20,000,000	平成13年2月27日
35)	第2項の14(5)	献金名下の損害	1,700,000	平成13年6月26日
36)	第2項の14(6)	献金名下の損害	3,000,000	平成13年8月9日
37)	第2項の14(7)	献金名下の損害	12,000,000	平成13年12月20日
38)	第2項の14(8)	献金名下の損害	28,000,000	平成13年12月26日
39)	第2項の15(1)	献金名下の損害	5,000,000	平成14年1月9日
40)	第2項の15(2)	献金名下の損害	13,000,000	平成14年1月29日
41)	第2項の15(3)	献金名下の損害	30,000,000	平成14年3月29日
42)	第2項の15(4)	献金名下の損害	50,000,000	平成14年5月27日
43)	第2項の15(5)	献金名下の損害	30,000,000	平成14年7月19日
44)	第2項の15(6)	献金名下の損害	70,000,000	平成14年8月30日
45)	第2項の15(7)	献金名下の損害	660,000	平成14年9月20日
46)	第2項の15(8)	献金名下の損害	500,000	平成14年12月28日
47)	第2項の16(1)	献金名下の損害	6,000,000	平成15年1月10日
48)	第2項の16(2)	献金名下の損害	3,000,000	平成15年5月30日
49)	第2項の16(3)	献金名下の損害	100,000	平成15年8月28日
50)	第2項の17	10分の1献金名下の損害	3,480,000	平成16年6月30日
51)	第2項の18(1)	絵画代金名下の損害	1,155,000	平成12年10月13日
52)	第2項の18(2)	絵画代金名下の損害	818,000	平成14年10月8日
53)	第2項の19	印鑑代金名下の損害	688,000	平成13年6月30日
54)	第2項の20(1)	ペンダント等代金名下の損害	2,232,300	平成13年7月22日
55)	第2項の20(2)	指輪代金名下の損害	399,000	平成14年12月24日
56)	(2004年12月7日付 け請求の趣旨取捨 の申立第2項の2)	高麗人参茶代金名下の損害	1,920,000	平成14年12月31日
57)	2004年5月10日付 訴え変更申立書第 2	慰謝料	45,000,000	訴状送達の日
58)	2003年12月24日付 訴え変更申立書第 2	弁護士費用	45,000,000	訴状送達の日

計 616,827,300

各損害金に対する遅延損害金起算日一覧

2. 被告 A

	請求の記載 (訴状請求の原因)	請求の内容	損害額	遅延損害金発生日
1)	第2項の14(8)	献金名下の損害	3,000,000	平成13年8月9日
2)	第2項の14(9)	献金名下の損害	12,000,000	平成13年12月20日
3)	第2項の14(10)	献金名下の損害	28,000,000	平成13年12月25日
4)	第2項の15(1)	献金名下の損害	5,000,000	平成14年1月9日
5)	第2項の15(2)	献金名下の損害	13,000,000	平成14年1月29日
6)	第2項の15(3)	献金名下の損害	30,000,000	平成14年3月29日
7)	第2項の15(4)	献金名下の損害	50,000,000	平成14年5月27日
8)	第2項の15(5)	献金名下の損害	30,000,000	平成14年7月19日
9)	第2項の15(6)	献金名下の損害	70,000,000	平成14年8月30日
10)	第2項の15(7)	献金名下の損害	600,000	平成14年8月20日
11)	第2項の15(8)	献金名下の損害	500,000	平成14年12月28日
12)	第2項の16(1)	献金名下の損害	6,000,000	平成15年1月10日
13)	第2項の16(2)	献金名下の損害	3,000,000	平成15年5月30日
14)	第2項の16(3)	献金名下の損害	100,000	平成15年6月28日
15)	第2項の17	10分の1献金名下の損害	3,480,000	平成15年6月30日
16)	第2項の18(2)	絵画代金名下の損害	819,000	平成14年10月8日
17)	第2項の20(1)	ペンダント等代金名下の損害	2,232,300	平成13年7月22日
18)	第2項の20(2)	指輪代金名下の損害	399,000	平成14年12月24日
19)	2004年5月10日付訴え変更申立書第2	慰謝料 A 万円のうち被告 A の負担部分) (金4500	25,000,000	訴状送達の日
20)	2003年12月24日付訴え変更申立書第2	弁護士費用 A 万円のうち被告 A の負担部分) (金4500	25,000,000	訴状送達の日

計 308,190,300

各損害金に対する遅延損害金起算日一覧

3. 被告^C及び被告^D

	請求の記載 (訴状請求の原因)	請求の内容	損害額	遅延損害金発生日
1)	第2項の15(3)	献金名下の損害	30,000,000	平成14年3月29日
2)	第2項の15(4)	献金名下の損害	50,000,000	平成14年5月27日
3)	第2項の15(5)	献金名下の損害	30,000,000	平成14年7月19日
4)	第2項の15(6)	献金名下の損害	70,000,000	平成14年8月30日
5)	第2項の15(7)	献金名下の損害	600,000	平成14年9月20日
6)	第2項の15(8)	献金名下の損害	800,000	平成14年12月28日
7)	第2項の16(1)	献金名下の損害	6,000,000	平成15年1月10日
8)	第2項の16(2)	献金名下の損害	3,000,000	平成15年5月30日
9)	第2項の16(3)	献金名下の損害	100,000	平成15年6月28日
10)	第2項の17	10分の1献金名下の損害	3,480,000	平成15年6月30日
11)	第2項の18(2)	絵画代金名下の損害	819,000	平成14年10月8日
12)	第2項の20(2)	指輪代金名下の損害	399,000	平成14年12月24日
13)	2004年5月10日付訴え変更申立書第2	慰謝料 (金4500万円のうち、被告 ^C 及び被告 ^D の負担部分)	19,000,000	訴状送達の日
14)	2003年12月24日付訴え変更申立書第2	弁護士費用 (金4500万円のうち、被告 ^C 及び被告 ^D の負担部分)	19,000,000	訴状送達の日

計 232,958,000

別紙

遅延損害金起算日一覧表 2

1 被告世界基督教神霊統一協会

金額	遅延損害金の起算日
600万円	平成 8年 8月12日
5000万円	平成 5年 6月 1日
700万円	平成 7年 8月 9日
70万円	平成 9年 6月26日
160万円	平成10年 2月 1日
40万円	平成10年 2月24日
200万円	平成10年 3月29日
20万円	平成10年 5月12日
140万円	平成10年 7月31日
140万円	平成10年11月25日
69万3000円	平成14年 3月13日
140万円	平成11年 2月23日
3000万円	平成14年 3月29日
5000万円	平成14年 5月27日
3000万円	平成14年 7月19日
7000万円	平成14年 8月30日
66万円	平成14年 9月20日
600万円	平成15年 1月 9日
300万円	平成15年 5月30日
100万円	平成16年 1月 8日
2600万円	平成16年 1月 8日

計 2億8945万3000円

2 被告

A

金額	遅延損害金の起算日
3000万円	平成14年 3月29日
5000万円	平成14年 5月27日
3000万円	平成14年 7月19日
7000万円	平成14年 8月30日
66万円	平成14年 9月20日
600万円	平成15年 1月 9日
300万円	平成15年 5月30日
80万円	平成16年 1月 8日
1800万円	平成16年 1月 8日

計 2億0846万円

3 被告

D

金額	遅延損害金の起算日
3000万円	平成14年 3月29日
5000万円	平成14年 5月27日
3000万円	平成14年 7月19日
7000万円	平成14年 8月30日
66万円	平成14年 9月20日
600万円	平成15年 1月 9日
80万円	平成16年 1月 8日
1800万円	平成16年 1月 8日

計 2億0546万円

4 被告 XXXXXXXXXX C

金額	遅延損害金の起算日
3000万円	平成14年 3月29日
5000万円	平成14年 5月27日
7000万円	平成14年 8月30日
60万円	平成16年 1月 8日
1500万円	平成16年 1月 8日

計 1億6560万円

5 被告 XXXXXXXXXX B

金額	遅延損害金の起算日
600万円	平成 3年 8月12日
10万円	平成16年 1月 9日
60万円	平成16年 1月 9日

計 670万円